

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

宮崎県人事委員会



宮人委職第1085号

平成30年10月5日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 濱砂公一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報 告	1
I 職員の給与について	
1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方	1
2 県職員の給与の状況	2
3 民間の給与の状況	3
4 県職員給与と民間給与との比較	6
5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較	7
6 物価・生計費	8
7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	8
8 本年の給与の改定等	9
II 公務運営の改善について	
1 人材の確保・育成	13
2 女性職員の育成・登用の推進	14
3 働き方改革と勤務環境の整備	14
4 高齢期職員の雇用問題	19
5 会計年度任用職員制度の導入	20
6 信頼の確保	20
III 勧告実施の要請	22
別紙第2 勧 告	23
別添1 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	55
別添2 参考資料	63
1 県職員給与関係資料	66
2 民間給与関係資料	105
3 生計費及び労働経済関係資料	120

報 告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項、給与・勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきている。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について次のとおり検討を行ったので、その概要をここに報告する。

I 職員の給与について

1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものとする。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める」とこととされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきた。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、均衡の原則に基づき、地域の民間給与の状況に加え、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、その他の事情を総合的に考慮することが適当であるとする。

2 県職員の給与の状況

この報告の対象となる職員は、「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」、「市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「市町村給与条例」という。）」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの県職員について、本委員会は平成30年4月1日現在で「平成30年県職員給与等実態調査」を実施した。その主な調査結果は、表1のとおりである。

表1 平成30年県職員給与等実態調査の概要

給料表の区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職員	人 14,877	歳 43.4	% 63.8	% 36.2	% 80.1	% 6.3	% 13.0	% 0.7
うち行政職員	4,233	42.6	75.9	24.1	69.6	2.6	25.7	2.1

※1 「行政職員」とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける県職員のことである。

※2 学歴別人員構成比の計は4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

給料表の区分	平均給与月額	給料の月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他
全職員	円 382,350	円 354,857	円 10,410	円 433	円 5,463	円 7,785	円 3,403
うち行政職員	351,508	324,399	11,187	936	6,291	7,209	1,488

※1 「その他」は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

※2 各欄の計は4捨5入の関係で必ずしも平均給与月額とは一致しない。

なお、本県においては、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」に基づき、国に準じて、民間賃金水準の低い地域の実情をより反映させるための給料表水準の引下げをはじめとした給与制度全般にわたる見直しを行ってきた。

その結果、表2のとおり、県職員の平均給与月額の水準は、年々下がってきている。

表2 県職員の平均給与月額の変遷

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全職員	平均給与月額(円)	407,584	404,040	401,499	398,150	394,896	394,537	392,808
	平均年齢(歳)	42.0	42.4	42.7	42.9	43.0	43.3	43.5
うち 行政職員	平均給与月額(円)	388,034	383,353	380,216	374,886	368,770	368,296	365,004
	平均年齢(歳)	42.6	43.0	43.2	43.2	42.9	43.2	43.1

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
全職員	平均給与月額(円)	391,276	390,221	387,609	387,060	384,677	382,350
	平均年齢(歳)	43.6	43.7	43.8	43.8	43.7	43.4
うち 行政職員	平均給与月額(円)	362,686	360,124	356,409	355,175	352,973	351,508
	平均年齢(歳)	43.2	43.0	42.9	42.8	42.7	42.6

※1 平均給与月額とは、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、その他の合計である。

※2 各年とも4月1日現在の数値

その他、県職員の給与の状況については、別添2参考資料のとおりである。

3 民間の給与の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 380事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 146事業所を対象（うち調査実施事業所数は137事業所）として「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この中で、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職段階、学歴、年齢、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に春季給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

その主な調査結果は次のとおりである。

〔初任給の状況〕

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表3に示すとおりである。新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で23.9%（昨年29.3%）、高校卒で29.9%（同26.0%）となっており、昨年に比べ、大学卒では減少し、高校卒では増加している。

表3 民間における初任給の改定状況等

項目 学歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額 円
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
大学卒	23.9	(29.5)	(70.5)	(0.0)	76.1	206,911
高校卒	29.9	(45.9)	(54.1)	(0.0)	70.1	153,388

※（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

〔給与改定の状況〕

表4に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は41.0%となっており、昨年（34.9%）に比べて増加している。

表4 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	41.0	2.6	0.0	56.4
課長級	37.6	2.6	0.0	59.8

※ 各欄の計は4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

また、表5に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は91.7%と昨年（93.5%）に比べてやや減少しているものの、9割以上の民間事業所で定期昇給が実施されている。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は19.9%と昨年（27.7%）に比べて減少し、減額となっている事業所の割合も4.6%と昨年（11.4%）に比べて減少している。

表5 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給					定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係員	91.7	91.1	19.9	4.6	66.6	0.7	8.3
課長級	81.9	81.2	20.3	5.0	55.9	0.7	18.1

※1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

※2 各欄の計は4捨5入の関係で必ずしも一致しない。

〔特別給の支給状況〕

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の割合（以下「支給月数」という。）は、表6に示すとおり4.46月分に相当している。

表6 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	305,138円
	上半期（A2）	303,702円
特別給の支給額	下半期（B1）	674,799円
	上半期（B2）	681,646円
特別給の支給月数	下半期（B1/A1）	2.21月分
	上半期（B2/A2）	2.24月分
	年間計	4.46月分

※1 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

※3 特別給の支給月数の年間計は、4捨5入の関係で、必ずしも上半期と下半期の合計とは一致しない。

その他の民間給与の状況については、別添2参考資料のとおりである。

4 県職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、前記2の「平成30年県職員給与等実態調査」及び前記3の「平成30年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においては行政職員と類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表7に示すとおり、行政職員の給与が民間給与を592円（0.17%）下回っている。

表7 県職員給与と民間給与との較差

行政職給料表関係		較差(A-B)
民間の給与(A)	職員の給与(B)	$\left[\frac{(A-B)}{B} \times 100 \right]$
359,128円	358,536円	592円 (0.17%)

※ 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

なお、行政職員と民間との比較に当たって使用した給与種目は表8のとおりである。

表8 公民比較における比較給与費目

民間給与	公務員給与
きまって支給する給与(※1)から時間外手当(※2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額、給与制度の総合的見直し及び給与構造改革に伴う経過措置として支給されている差額を含む。)、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

※1 職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される全ての給与をいう。

※2 職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

(2) 特別給

県職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数は4.40月であるが、民間の支給割合は前述のとおり4.46月分となっている。

5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較

国家公務員との給与水準の比較については、諸手当を含まず、給料月額を学歴や経験年数を揃えてラスパイレス比較をする方式が定着している。

この方式によると、表9のとおり、国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県職員の指数は97.9と、2.1ポイント低い。

また、当該指数の都道府県の平均は100.2であり、本県職員は2.3ポイント低い状況となっている。

表9 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成29年4月1日現在)

宮 崎 県	97.9
都道府県平均指数	100.2
指数分布区分	都道府県数
102以上	3
100以上 102未満	23
98以上 100未満	16
96以上 98未満	4
96未満	1
国	100.0

※ 平成29年地方公務員給与実態調査（総務省）より作成。

※ 「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

次に、全国为国家公務員と本県職員とを平均給与月額（単純平均）により比較したところ、表10のとおりとなっている。

なお、国家公務員との給与水準比較については、公民較差の算定の

手法により、県内の国家公務員の給与（諸手当を含む。）と比較する方法も考えられるが、比較対象数が少ない等の様々な課題がある。

表10 県職員と国家公務員の平均給与月額等の比較

区 分	年齢	平均給与月額						
		給料の月額 (俸給の月額)	扶養手当	地域手当等	管理職手当 (俸給の特別調整額)	住居手当	その他	
	歳	円	円	円	円	円	円	
本県職員（行政職給料表）（A）	42.6	351,508	324,399	11,187	936	6,291	7,209	1,488
国家公務員（行政職俸給表（一））（B）	43.5	410,940	329,845	10,429	43,062	12,481	5,893	9,230
差（A－B）	△ 0.9	△ 59,432	△ 5,446	758	△ 42,126	△ 6,190	1,316	△ 7,742

※「給料の月額」は、給料の調整額並びに給与制度の総合的見直し及び給与構造改革に伴う経過措置として支給されている差額を含む。

※「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）等の合計額である。

※各欄の合計は、四捨五入の関係で平均給与月額と一致しない場合がある。

6 物価・生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べ、全国においては0.6%、宮崎市においては0.1%それぞれ上昇している。

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月の宮崎市における標準生計費は、2人世帯で154,582円、3人世帯で178,732円、4人世帯で202,870円となっている。

7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、本年8月10日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事院勧告」という。）を行ったところである。

この中で、本年の官民較差に基づく給与改定については、民間給与との655円の較差（0.16%）を埋めるため、平均0.2%の俸給表の引

上げを行い、平成30年4月に遡及して実施することとする報告及び勧告がなされたところである。

あわせて特別給について民間の特別給の支給水準に均衡するよう支給月数を0.05月分引き上げる等の報告及び勧告がなされている。

なお、本年の人事院勧告の概要は、別添1のとおりである。

8 本年の給与の改定等

(1) 本年の給与の改定

本県職員の給与改定に係る基本的考え方についてであるが、本委員会においては、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づくこととしているが、この均衡の原則については、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って技術的助言等を行っているところである。

そのため、本年においても、例年同様この考え方に基づき、本県職員の給与決定の要素となる民間従業員、国家公務員及び他の都道府県職員の給与並びに物価・生計費等の状況を踏まえ、次のとおり、本県職員の給与を改定する必要があると判断した。

なお、月例給及び特別給の改定により、行政職員の平均年間給与は改定前に比べ約26,000円（0.45%）増加することになる。

ア 月例給

本年4月の月例給における県職員給与と民間給与との比較を見ると、前記4(1)のとおり県職員給与が民間給与を592円(0.17%)下回っている。また、県職員給与と国家公務員及び他の都道府県職員給与との比較を見ると、前記5のとおり昨年4月1日時点におけるラスパイレス指数は、本県職員は97.9(全都道府県平均100.2)と低い水準にあるなど、本県職員の給与水準が、民間並びに国家公務員及び他の都道府県職員の給与水準を下回っている。

これらのことから、本年においては、月例給を引き上げる必要がある。

なお、引上げに当たっては、本年の人事院勧告の内容を踏まえ、次のとおり改定することが適当である。

㊦ 給料表

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)等の初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定。)に準じて平均0.2%引き上げる必要がある。

また、行政職給料表以外の各給料表(給与条例教育職給料表及び市町村給与条例教育職給料表を除く。)についても、行政職給料表との均衡を基本として、人事院勧告の改定内容に準じて改定する必要がある。

なお、給与条例教育職給料表及び市町村給与条例教育職給料表については、全国人事委員会連合会において作成された参考モデル給料表に基づいて改定することが適当である。

㊦ 初任給調整手当

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

イ 特別給

前記 4 (2) のとおり民間の支給割合は4.46月分であるが、民間並びに国及び他の都道府県の支給月数等を考慮し定めている現在の本県の支給月数は4.4月であり、県職員の支給月数が0.06月分下回っている。

また、本年の人事院勧告では、民間の支給割合に見合うよう0.05月分引き上げる必要があるとしている。

このような状況を踏まえ、特別給においては、人事院勧告に準じて、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする必要がある。

その際、勤務実績に応じた給与を推進するため支給月数の引上げ分は勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分することが適当である。

ウ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定することとした人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

(2) 給与制度の総合的見直しに係る経過措置の廃止について

本県は、国に準じて平成27年度から給与制度の総合的見直しを実

施してきたが、それに伴い導入した経過措置の実施期間については、経過措置受給者の状況等本県の実情を踏まえ、慎重な検討を行う必要があるとしてきた。

このような中、国は平成30年3月末をもって経過措置を廃止し、他の地方公共団体もすでに廃止、若しくは廃止時期の決定を行っている状況にある。

また、本県の経過措置受給者数や受給額は年々減少傾向にあり、本年4月1日現在においては、行政職給料表適用者の受給者割合が2割を切るなど、国が廃止した年度のそれを下回ることとなった。

このようなことから、当該経過措置については、早期に廃止することが適当である。

Ⅱ 公務運営の改善について

1 人材の確保・育成

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、社会経済情勢が大きく変化する中、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、優れた資質と公務に対する強い意欲を持った有為な人材を確保・育成するとともに、これらの人材を最大限有効に活用してより効率的な行政運営を進めていくことが重要である。

人材の確保については、大学等が実施する就職説明会への参加、技術系の志望者に対する相談対応の充実や受験負担の軽減等により、多様で有為な人材の確保に努めているところであるが、少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、依然として厳しく、職種によっては受験者の確保が容易ではない状況が続いている。

このため、より一層各任命権者と連携を図りながら、高校生や大学生の低学年次も対象とした積極的かつ効果的な啓発・広報活動を実施し、県職員の魅力や仕事のやりがいを広く発信していく必要がある。

また、今後とも、試験制度の在り方について、社会情勢の変化に対応しながら、不断の見直しを行う必要がある。

人材の育成については、限られた人員の下、効率的な行政運営を進めていくために、職員の自己啓発等の支援を充実させるとともに、職員一人ひとりの能力を高めるための研修を実施するなど、継続的・計画的な人材の育成を推進していく必要がある。

人事評価制度については、本格実施から3年目を迎えたところであり、運用状況の検証や、評価者の評価スキル向上、被評価者の意識向上などに努め、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の

活性化等につながるよう、今後とも適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の育成・登用の推進

本県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合う社会を実現することを目指し、「第3次みやざき男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた様々な取組が進められている。

県の政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、多様で高度化する県民ニーズに適切に対応できるとともに、県民本位の行政を実現するためにも積極的に取り組む必要がある。

また、県においては、「県庁職員子育て・女性応援プラン」を策定しており、今後とも事業主としての責務を含め、効果的な取組を推進していく必要がある。

このため、各任命権者においては、意欲と能力のある女性職員が活躍できるよう、スキル向上に資するマネジメント研修やキャリア形成のための支援を充実させるとともに、管理職への登用や幅広い分野への配置を行うなど、今後とも、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。

3 働き方改革と勤務環境の整備

限られた人員と財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、効率的でより質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、意欲をもって働けるように取組を進め、全ての職員がその能力を十分に発揮することが重要である。

このような中、本年6月には、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方などの改革を進めるため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立したところである。

本県でも、各任命権者において、働き方改革に関する様々な取組が行われているが、今後とも、その意識を高め、総実勤務時間の縮減や子育て・介護と仕事の両立支援等に取り組むとともに、職員が心の健康を保ちながら働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減については、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持等に加え、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、組織を挙げて取り組む必要のある重要な課題である。

国においては、国家公務員について、働き方改革関連法を踏まえ、超過勤務の時間数に月単位で上限を設け、また、各省庁の長が、適切な方法により職員の超過勤務の状況を把握するとともに、1か月に100時間以上の超過勤務を行った職員に対しては、職員の申出がなくとも医師の面接指導を行うこととされた。

また、本県においては、知事部局では、今年3月に働き方改革の方針を決定し、事務の簡素化や会議の効率化の推進、一斉定時退庁日の実施等により、時間外勤務の縮減を図る取組を進めているところであるが、依然として時間外勤務の多い職場が見受けられる。

このような状況を踏まえ、各所属において、時間外勤務の事前命令等を含め、職員の業務管理、進行管理等のマネジメントの強

化を図り、組織全体として業務量の削減や合理化・平準化に取り組む必要がある。

イ 教員の業務負担の軽減

教員が子供たちと向き合う時間を確保し、効果的で質の高い教育活動を行っていくためには、学校における働き方を見直し、教員が誇りとやりがいを持てる勤務環境を整備することが極めて重要である。

一方で、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大しており、教員の長時間勤務は看過できない深刻な状況にある。

このため、文部科学省では、部活動指導員やサポートスタッフ等の配置を推進し業務の役割分担・適正化を図ること、また、ICTの活用やタイムカードなどにより客観的に勤務時間を把握すること等の具体的な方策を示したところである。

また、本県においては、中学生の土日の部活動時間が、引き続き全国平均を上回る状況が続いていることから、部活動休養日の設定を推進する取組が進められ、さらには、県立学校における出勤時刻の把握の取組や、業務改善に向けた検討を行う「学校における働き方改革推進協議会」が設置されたところである。

今後とも、県教育委員会においては、市町村教育委員会とも連携し、教員の適切な勤務環境の整備に向けた実効性のある取組を強く推進するとともに、学校においては、学校全体で働き方に関する意識改革を進め、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減に着実に取り組む必要がある。

ウ 年次休暇等の取得促進

年次休暇等の取得は、職員が心身の疲労を回復させるとともに、職員やその家族にゆとりをもたらす効用があることから、ワーク・ライフ・バランスを図る上でも重要である。

本県においては、特定事業主行動計画の中で年次休暇の取得目標を設定し、計画的な取得を促進しているところであり、各任命権者における平均取得日数は増加傾向にあるが、依然として、取得日数の少ない職員も見受けられ、また、管理職全体の平均取得日数は一般職を大きく下回る状況にある。

このため、各所属においては、管理・監督者自身が積極的に休暇を取得すること等により、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるとともに、各職員の取得状況を確認しながら、計画的な年次休暇等の取得をさらに促進する必要がある。

(2) 子育て・介護と仕事の両立支援

誰もが活躍できる社会の実現を国全体で目指す中、少子高齢化の進展やライフスタイルの変化に伴い、子育てや介護等を行う者の負担軽減が課題となっており、本県においても、これらの職員がそれぞれの事情に応じて職務に従事できるよう、勤務環境の整備を図ることが極めて重要である。

これまでも、各任命権者において、子育て・介護を行う職員の早出遅出勤務や、介護休暇の分割取得、介護部分休暇等の各種支援制度が整備拡充されてきたところであるが、これらの取得者数を見ると、男性職員による育児休業等の取得は低調であり、介護支援制度も十分に活用されているとは言い難い状況にある。

このような状況を踏まえ、各任命権者においては、これらの支援

制度がより有効に活用されるよう、職員への周知に努め、また管理・監督者を含めた職場全体の理解を促進し、業務のサポート体制を確立することが求められる。

さらに、テレワーク等による多様で柔軟な勤務環境を整備するなど、子育て・介護と仕事の両立を支援する実効性のある取組を積極的に推進する必要がある。

(3) 心の健康づくり

職員が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、公務において職員が能力を十分に発揮するためにも重要である。

とりわけメンタル面については、心の病気により休職する者の割合が休職者全体の6割以上を占める状況が続いており、職員が心の健康を害すれば、本人の公務遂行能力の低下のみならず、職場の活力にも影響を与えることから、心の健康づくりが大きな課題となっている。

このため各任命権者では、メンタルヘルス研修や相談の実施、休職者に対する職場復帰の支援、さらには全職員を対象としたストレスチェック制度にも取り組んでいるところである。

今後とも、各任命権者においては、これらの心の健康づくりの取り組みを進め、職員一人ひとりが心の健康を保ちながら働くことができるよう、職場環境の改善を図り、心の不調そのものを未然に防ぐことが肝要である。

さらに、ストレスチェックの結果、ストレスの度合いが高いと判定された職員に対しては、医師面接の勧奨等による心の不調の早期発見・早期対応を行うとともに、休職した職員については円滑な職

場復帰と再発防止に努める必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものであり、ハラスメントのない安心して働くことのできる職場環境づくりが極めて重要である。

このため、各任命権者においては、各所属長への指導や職員への研修及び相談体制の充実を図っているところであるが、人事委員会への苦情相談の内容をみると、ハラスメントを背景とした相談が多くを占めている状況にある。

各任命権者においては、いわゆるマタニティ・ハラスメントやLGBTの方々に対する不適切な言動等を含め、ハラスメントに関する正しい理解の促進や、日頃から相談しやすい体制づくりに努める等、引き続きその防止対策に取り組む必要がある。

4 高齢期職員の雇用問題

人事院は、今般、政府からの検討要請を受け、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

この中において、人事院は、定年引上げの必要性について、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持するためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であるためとしている。

また、定年の引上げを行うに当たり、民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定するこ

ととしている。

さらに、能力・実績に基づく人事管理の徹底や管理監督職員の役職定年制の導入等によって組織活力を維持するとともに、短時間勤務制の導入等によって多様な働き方を選択できるようにするなどの措置を講じることとしている。

地方公務員の定年については、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされていることから、人事院の意見の申出を踏まえた法制化の状況や他の地方公共団体の動向等を注視しながら、本県における高齢期職員の雇用をめぐる様々な課題について早急に検討していく必要がある。

5 会計年度任用職員制度の導入

平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）に基づき、各地方公共団体においては、施行日である平成32年4月1日をもって、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化することとなっている。

本県においても、同日に会計年度任用職員制度を導入することとなることから、改正法の趣旨や国から提示された事務処理マニュアル等を踏まえ、円滑な制度導入を図る必要がある。

6 信頼の確保

県民本位の県政を推進し的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての強い自覚を持ち、公務の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを

常に認識し、公務員倫理、服務規律の保持に努めることが重要である。

本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及しているが、今なお、県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たず、本年度においても、免職となる懲戒処分や、公文書の不適正な取扱い、事務の未処理等の事案が立て続けに発生するなど、極めて憂慮すべき状況となっている。

このため、各任命権者においては、このような現状を重く受け止め、不祥事の根絶に向けて、平素からの指導をさらに徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、これまで以上に職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の回復に努めていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項、給与・勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は以上のとおりである。

その結果、本年は、月例給及び特別給の引上げについて勧告を行うこととした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況等を総合的に踏まえた勧告内容としたところである。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

以上、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、「職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）」、「市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）」を改正することを勧告します。

1 改定の内容

(1) 給料表

各給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 414,800円とすること。
- (イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,800円とすること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,400円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,400円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあって

ては、それぞれ 6,600円、31,500円、11,100円) とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

㊦ 平成30年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

c 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

㊧ 平成31年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

- c 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ
1.675月分とすること。

2 給与制度の総合的見直しに係る経過措置の廃止について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）附則第3項から第6項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）附則第3項から第6項までの規定による給料の切替えに伴う経過措置については、国及び他の地方公共団体の状況並びに本県の実情を踏まえ、廃止すること。

3 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(㉞)については平成30年12月1日から、1の(2)のウの(㉟)及び2については平成31年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
再任	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
用職	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
員以	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
外の	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
職員	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500					
	95		295,200	343,100	381,900					
	96		295,600	343,500	382,300					
	97		295,800	343,700	382,600					
	98		296,100	344,100	383,100					
	99		296,500	344,500	383,500					
	100		296,900	344,800	383,900					
再任	101		297,100	345,100	384,200					
用職	102		297,400	345,500						
員以	103		297,800	345,900						
外の	104		298,100	346,300						
職員	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任 用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 167,700	円 183,500	円 209,900	円 249,600	円 292,900	円 319,300	円 347,600	円 381,900	円 422,800
	2	円 169,400	円 185,200	円 211,900	円 251,400	円 294,900	円 321,500	円 349,800	円 384,100	円 424,600
	3	円 171,200	円 187,000	円 213,900	円 253,200	円 297,000	円 323,800	円 352,100	円 386,000	円 426,500
	4	円 172,900	円 188,800	円 215,900	円 255,000	円 299,300	円 325,900	円 354,300	円 388,100	円 428,400
	5	円 174,400	円 190,700	円 217,900	円 256,700	円 301,000	円 328,100	円 356,300	円 389,800	円 429,800
	6	円 176,300	円 193,000	円 219,700	円 258,500	円 303,200	円 330,300	円 358,400	円 391,800	円 431,500
	7	円 178,100	円 195,300	円 221,700	円 260,100	円 305,300	円 332,600	円 360,600	円 393,600	円 433,100
	8	円 180,000	円 197,600	円 223,600	円 261,800	円 307,500	円 334,800	円 362,800	円 395,400	円 434,600
	9	円 181,700	円 199,800	円 225,700	円 263,100	円 309,400	円 336,500	円 364,500	円 397,100	円 436,200
	10	円 183,400	円 202,400	円 227,500	円 264,700	円 311,600	円 338,800	円 366,700	円 399,100	円 437,900
	11	円 185,100	円 204,900	円 229,300	円 266,000	円 313,900	円 341,000	円 368,700	円 401,100	円 439,500
	12	円 186,800	円 207,400	円 231,100	円 267,300	円 316,000	円 343,300	円 370,900	円 403,200	円 441,100
	13	円 188,700	円 209,700	円 232,900	円 268,700	円 318,100	円 345,300	円 372,700	円 404,900	円 442,200
	14	円 190,800	円 211,500	円 234,800	円 270,100	円 320,400	円 347,400	円 374,800	円 407,000	円 443,800
	15	円 192,900	円 213,300	円 236,700	円 271,200	円 322,600	円 349,600	円 376,800	円 409,000	円 445,600
	16	円 195,000	円 215,100	円 238,600	円 272,500	円 324,800	円 351,700	円 378,900	円 411,100	円 447,400
	17	円 197,200	円 217,000	円 240,100	円 273,300	円 326,500	円 353,700	円 380,500	円 412,800	円 449,000
	18	円 199,600	円 218,700	円 241,900	円 274,700	円 328,800	円 355,700	円 382,500	円 414,500	円 450,800
	19	円 202,000	円 220,600	円 243,700	円 276,100	円 330,900	円 357,700	円 384,400	円 416,200	円 452,600
	20	円 204,400	円 222,400	円 245,500	円 277,500	円 333,200	円 359,800	円 386,400	円 417,800	円 454,300
	21	円 206,900	円 224,100	円 247,100	円 278,800	円 335,100	円 361,500	円 388,100	円 419,500	円 455,900
	22	円 208,700	円 225,900	円 248,500	円 280,200	円 337,100	円 363,500	円 390,200	円 421,100	円 457,600
	23	円 210,400	円 227,700	円 249,700	円 281,500	円 339,200	円 365,300	円 392,300	円 422,500	円 459,200
	24	円 212,200	円 229,500	円 251,000	円 283,000	円 341,200	円 367,400	円 394,300	円 424,000	円 461,000
	25	円 214,100	円 231,100	円 252,300	円 284,200	円 343,100	円 369,100	円 396,000	円 425,300	円 462,500
	26	円 215,800	円 232,800	円 253,500	円 286,000	円 345,200	円 371,100	円 398,000	円 426,700	円 463,900
	27	円 217,600	円 234,500	円 254,800	円 288,000	円 347,100	円 373,100	円 400,100	円 428,200	円 465,400
	28	円 219,300	円 236,200	円 256,000	円 290,000	円 349,100	円 375,100	円 402,200	円 429,800	円 466,700
	29	円 221,200	円 237,400	円 257,100	円 291,900	円 350,900	円 376,900	円 403,700	円 431,100	円 467,900
	30	円 223,000	円 239,200	円 258,200	円 293,900	円 353,000	円 379,000	円 405,500	円 432,800	円 468,600
	31	円 224,800	円 241,000	円 259,500	円 295,700	円 354,800	円 381,100	円 407,200	円 434,500	円 469,300
	32	円 226,600	円 242,800	円 260,600	円 297,600	円 356,900	円 383,100	円 408,900	円 436,100	円 470,000
	33	円 228,200	円 244,200	円 261,100	円 299,300	円 358,300	円 385,000	円 410,600	円 437,500	円 470,500
	34	円 229,900	円 245,700	円 262,300	円 301,100	円 360,300	円 387,100	円 412,100	円 439,200	円 471,300
	35	円 231,600	円 247,000	円 263,400	円 303,000	円 362,200	円 389,200	円 413,700	円 440,900	円 472,000
	36	円 233,300	円 248,400	円 264,600	円 304,800	円 364,300	円 391,100	円 415,200	円 442,500	円 472,600
	37	円 234,500	円 249,700	円 265,500	円 306,600	円 366,200	円 392,800	円 416,500	円 443,900	円 472,900
	38	円 236,300	円 251,000	円 266,700	円 308,500	円 368,300	円 394,300	円 418,000	円 444,600	円 473,500
	39	円 238,100	円 252,200	円 267,700	円 310,400	円 370,300	円 395,600	円 419,500	円 445,300	円 474,000
	40	円 239,900	円 253,400	円 268,700	円 312,100	円 372,300	円 397,000	円 421,000	円 446,000	円 474,500

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
再任	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
用職	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
員以	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
外の	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
職員	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100				
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500				
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900				
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200				
再任	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600				
用職	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000				
員以	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400				
外の	101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700				
職員	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400	398,800					
	127		354,400	374,900	399,200					
	128		354,800	375,400	399,700					
再任	129		355,200	375,700	400,100					
用職	130		355,600	376,200	400,600					
員以	131		356,000	376,700	401,000					
外の	132		356,400	377,200	401,500					
職員	133		356,600	377,500	401,900					
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任 用職 員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
再任	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
用職	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
員以	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
外の	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
職員	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	238,300	296,500	360,300	410,600	
	46	239,700	299,000	362,300	411,900	
	47	241,000	301,300	364,200	413,400	
	48	242,200	304,000	366,200	415,000	
	49	243,600	306,400	367,800	416,700	
	50	245,100	308,800	369,600	418,100	
	51	246,300	311,300	371,500	419,700	
	52	247,800	313,600	373,500	421,200	
	53	249,000	315,800	375,300	422,900	
	54	250,200	318,000	377,100	424,400	
	55	251,600	320,100	378,900	426,000	
	56	252,700	322,300	380,600	427,600	
	57	254,000	324,200	382,100	429,100	
	58	255,100	326,300	383,700	430,600	
	59	256,200	328,400	385,400	431,800	
	60	257,400	330,400	387,100	433,000	
	61	258,700	332,500	388,300	434,200	
再任	62	259,800	334,600	389,700	435,500	
	63	261,200	336,800	391,100	436,800	
用職	64	262,300	339,000	392,400	438,000	
	65	263,600	340,700	393,800	439,200	
員以	66	265,100	342,900	395,000	440,400	
	67	266,600	344,900	396,400	441,600	
外の	68	268,300	347,100	397,800	442,800	
職員	69	269,700	348,900	399,100	444,000	
	70	271,100	350,800	400,400	445,200	
	71	272,500	352,800	401,800	446,400	
	72	273,900	354,800	403,100	447,600	
	73	275,000	356,400	404,400	448,700	
	74	276,400	358,300	405,800	449,300	
	75	277,800	360,100	407,200	449,800	
	76	279,000	362,000	408,500	450,300	
	77	280,200	363,800	409,700	450,800	
	78	281,400	365,500	410,900		
	79	282,600	367,200	412,200		
	80	283,800	368,800	413,600		
	81	284,900	370,300	414,900		
	82	286,100	371,800	416,100		
	83	287,300	373,300	417,100		
	84	288,500	374,700	418,300		
	85	289,500	375,800	419,500		
	86	290,600	377,200	420,700		
	87	291,600	378,600	421,900		
	88	292,800	379,900	422,900		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	293,900	381,200	424,000		
	90	295,000	382,500	425,000		
	91	296,200	383,700	426,000		
	92	297,400	385,000	427,000		
	93	297,900	386,300	427,900		
	94	298,900	387,400	428,700		
	95	300,000	388,700	429,500		
	96	301,200	389,900	430,300		
	97	302,200	391,300	431,100		
	98	303,300	392,300	431,500		
	99	304,300	393,400	431,900		
	100	305,400	394,400	432,300		
	101	306,300	395,300	432,700		
	102	307,400	396,300	433,000		
	103	308,500	397,400	433,300		
	104	309,500	398,500	433,600		
	105	310,100	399,200	433,900		
再任	106	311,000	400,100	434,200		
	107	311,800	401,000	434,500		
用職	108	312,600	401,900	434,700		
	109	313,500	402,700	434,900		
員以	110	313,900	403,600	435,200		
	111	314,300	404,400	435,500		
	112	314,800	405,200	435,700		
外の	113	315,400	405,800	435,900		
職員	114	315,800	406,500	436,200		
	115	316,300	407,200	436,500		
	116	316,800	407,900	436,700		
	117	317,400	408,500	436,900		
	118	317,900	409,000			
	119	318,300	409,400			
	120	318,800	409,800			
	121	319,300	410,200			
	122	319,700	410,500			
	123	320,200	410,800			
	124	320,700	411,000			
	125	321,300	411,200			
	126	321,600	411,500			
	127	321,900	411,800			
	128	322,200	412,000			
	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
再任	149	327,500				
	150	327,700				
用職	151	328,000				
	152	328,300				
員以	153	328,500				
	154	328,700				
外の	155	329,000				
	156	329,300				
職員	157	329,500				
	158	329,700				
	159	330,000				
	160	330,300				
	161	330,500				
	162	330,700				
	163	331,000				
	164	331,300				
	165	331,500				
	166	331,700				
	167	332,000				
	168	332,300				
	169	332,500				
	170	332,700				
	171	333,000				
	172	333,300				
	173	333,500				
再任 用職 員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 (1) この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
再任	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
用職	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
員以	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
外の	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
職員	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
再任	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
用職	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
員以	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
外の	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
職員	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
	77	266,400	321,900	390,600		
	78	267,600	322,900	391,200		
	79	268,900	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900	397,900		
	91	282,700	331,400	398,400		
	92	283,900	331,900	399,100		
	93	284,800	332,200	399,500		
	94	285,800	332,600	400,000		
	95	286,800	333,100	400,500		
	96	287,800	333,600	401,200		
再任	97	288,100	334,100	401,600		
	98	289,000	334,600	402,100		
用職	99	289,700	335,100	402,600		
	100	290,600	335,600	403,300		
員以	101	291,500	336,100	403,700		
	102	292,200	336,600	404,200		
外の	103	292,900	337,100	404,700		
	104	293,600	337,600	405,400		
職員	105	294,300	338,100	405,800		
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
再任	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
用職	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
員以	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
外の	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
職員	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
再任	57	388,600	462,400	513,800	564,600
用職	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
員以	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
外の	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
職員	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
再任	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
用職	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
員以	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
外の	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
職員	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
用職	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
員以	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
外の	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
職員	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300	387,900		
	87		289,700	325,600	346,600	388,300		
	88		289,900	326,000	346,900	388,700		
	89		290,300	326,400	347,300	389,100		
	90		290,500	326,800	347,600	389,600		
	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
再任	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000			
用職	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
員以	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
外の	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
職員	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
再任	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
用職	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
員以	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
外の	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
職員	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
再任	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
用職	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
員以	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
外の	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
職員	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300		
	103	289,100	320,200	352,800	370,800		
	104	289,900	320,800	353,200	371,200		
	105	290,600	321,200	353,500	371,800		
	106	291,100	321,700	354,000	372,300		
再任	107	291,600	322,200	354,400	372,800		
	108	292,100	322,700	354,700	373,300		
用職	109	292,300	323,100	355,200	373,900		
	110	292,600	323,500	355,700	374,300		
員以	111	292,800	323,800	356,200	374,800		
	112	293,200	324,100	356,700	375,300		
外の	113	293,500	324,500	357,200	375,900		
	114	293,700	324,900	357,700			
職員	115	294,100	325,300	358,200			
	116	294,400	325,600	358,600			
	117	294,700	325,800	359,000			
	118	295,000	326,100	359,400			
	119	295,300	326,500	359,900			
	120	295,700	326,700	360,400			
	121	296,000	326,900	360,800			
	122	296,400	327,200	361,300			
	123	296,700	327,500	361,800			
	124	297,100	327,800	362,300			
	125	297,300	328,000	362,600			
	126	297,500	328,300				
	127	297,800	328,700				
	128	298,200	328,900				
	129	298,400	329,100				
	130	298,700	329,300				
	131	299,100	329,700				
	132	299,500	329,900				

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
再任	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
用職	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
員以	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
外の	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
職員	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任 職員 用		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
再任	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
用職	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
員以	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
外の	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
職員	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	449,700
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	450,200
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	450,700
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	451,200
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	
	49	243,000	279,600	364,000	385,800	
	50	244,400	281,600	365,500	387,300	
	51	245,900	283,500	367,100	388,800	
	52	247,100	285,500	368,700	390,200	
	53	248,200	287,300	370,100	391,400	
	54	249,600	289,700	371,600	392,700	
	55	250,800	292,000	373,100	393,800	
	56	252,000	294,500	374,600	394,900	
	57	253,200	296,500	376,100	396,300	
	58	254,400	299,000	377,500	397,500	
	59	255,500	301,300	378,900	398,700	
	60	256,700	304,000	380,200	400,000	
	61	258,100	306,400	381,100	401,200	
	62	259,100	308,800	382,300	402,200	
再任	63	260,300	311,300	383,500	403,600	
	64	261,200	313,600	384,600	404,900	
用職	65	262,200	315,800	385,500	406,100	
	66	263,600	318,000	386,700	407,200	
員以	67	265,000	320,100	387,700	408,400	
	68	266,400	322,300	388,800	409,500	
外の	69	268,000	324,200	390,000	410,500	
	70	269,500	326,300	391,000	411,700	
職員	71	271,000	328,400	392,100	412,900	
	72	272,400	330,400	393,300	414,100	
	73	273,400	332,500	394,300	414,700	
	74	274,600	334,600	395,400	415,500	
	75	275,900	336,800	396,500	416,200	
	76	277,100	339,000	397,600	416,700	
	77	278,300	340,700	398,500	417,000	
	78	279,400	342,600	399,400	417,400	
	79	280,600	344,300	400,400	417,800	
	80	281,800	346,100	401,400	418,200	
	81	283,000	347,900	402,200	418,500	
	82	283,900	349,700	403,000	418,900	
	83	285,100	351,100	403,700	419,300	
	84	286,300	352,900	404,500	419,600	
	85	287,200	354,100	405,200	419,900	
	86	288,100	355,700	406,000	420,300	
	87	288,800	357,200	406,700	420,700	
	88	289,800	358,700	407,400	421,000	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	290,800	360,000	408,000	421,300	
	90	291,700	361,300	408,700	421,600	
	91	292,600	362,700	409,200	421,900	
	92	293,400	364,100	409,900	422,100	
	93	293,700	365,600	410,300	422,300	
	94	294,400	366,900	410,700		
	95	295,100	368,200	411,000		
	96	295,900	369,400	411,300		
	97	296,700	370,400	411,600		
	98	297,500	371,400	411,900		
	99	298,300	372,400	412,200		
	100	299,000	373,400	412,400		
	101	299,900	374,300	412,600		
	102	300,400	375,300	412,900		
	103	300,900	376,300	413,200		
	104	301,400	377,300	413,400		
	105	301,600	378,100	413,600		
	106	302,000	379,000	413,900		
再任	107	302,300	379,900	414,200		
用職	108	302,500	380,900	414,400		
員以	109	302,700	381,700	414,600		
	110	302,900	382,700	414,900		
	111	303,200	383,700	415,200		
	112	303,500	384,700	415,400		
外の	113	303,700	385,300	415,600		
職員	114	303,900	386,200	415,900		
	115	304,100	387,100	416,200		
	116	304,400	388,000	416,400		
	117	304,700	388,800	416,600		
	118	305,000	389,500			
	119	305,300	390,300			
	120	305,600	391,100			
	121	305,800	391,700			
	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
再任	141		401,300			
	142		401,600			
用職	143		401,900			
	144		402,200			
員以	145		402,400			
	146		402,700			
外の	147		403,000			
	148		403,200			
職員	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任 職員 用		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考(1) この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別添 1

国家公務員の給与等に関する
人事院の報告及び勧告

目 次

1 給与勧告の骨子	58
2 公務員人事管理に関する報告の骨子	60
3 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正 についての意見の申出の骨子	61

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上の職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

- ※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討
- 関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

別添 2

参 考 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

平成30年県職員給与等実態調査の概要	66
第1表 県職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均給与月額の推移	67
第2表 県職員の給料表別、性別及び学歴別人員構成比	68
第3表 県職員の給料表別給与支給状況	69
第4表 県職員の給料表別諸手当支給状況	70
第5表 県職員の職務の級別、号給別人員	86
第6表 県職員の給料表別、年齢別人員	102
(参考) 県職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移	104

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	105
第7表 産業別、企業規模別調査事業所数	106
第8表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	107
第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	108
第10表 民間における初任給の改定状況	117
第11表 民間における定期昇給制度の状況	117
第12表 民間における家族手当の支給状況	118
第13表 民間における住宅手当の支給状況	118
第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	119

3 生計費及び労働経済関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法	120
第15表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費(平成30年4月)	121
第16表 労働経済指標	122

1 県職員給与関係資料

平成30年県職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために実施したものである。

2 調査の時期及び対象職員

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員等を除く。）で平成30年4月1日に在職する者

3 調査の内容

平成30年4月分の給与、年齢、学歴、性別等について調査した。

第1表 県職員の給料表別職員数、
平均年齢及び平均給与月額の推移

(平成30年県職員給与等実態調査)

給料表の区分	職 員 数				平均年齢		平均給与月額			
	平29. 4. 1 現 在	平30. 4. 1 現 在	構成比	増加率	平29. 4. 1 現 在	平30. 4. 1 現 在	平29. 4. 1 現 在	平30. 4. 1 現 在	増加率	
	人	人	%	%	歳	歳	円	円	%	
全 職 員	14,975	14,877	100.0	-0.7	43.7	43.4	384,677	382,350	-0.6	
うち行政職員	4,258	4,233	28.5	-0.6	42.7	42.6	352,973	351,508	-0.4	
県 関 係 職 員	計	9,125	9,075	61.0	-0.5	42.0	41.9	367,850	366,919	-0.3
	行政職	3,979	3,951	26.6	-0.7	42.7	42.6	354,378	353,165	-0.3
	公安職	2,003	1,981	13.3	-1.1	38.3	37.9	343,277	341,621	-0.5
	教育職	2,547	2,555	17.2	0.3	44.1	44.2	405,459	405,190	-0.1
	研究職	204	209	1.4	2.5	41.6	40.9	354,946	353,000	-0.5
	医療職(一)	32	29	0.2	-9.4	38.9	39.4	884,990	885,678	0.1
	医療職(二)	227	221	1.5	-2.6	41.0	41.2	360,309	364,625	1.2
	医療職(三)	133	129	0.9	-3.0	40.0	39.5	329,630	328,573	-0.3
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,850	5,802	39.0	-0.8	46.2	45.8	410,910	406,486	-1.1
	教育職	5,567	5,516	37.1	-0.9	46.4	46.0	414,892	410,550	-1.0
	学校栄養職	4	4	—	—	40.5	39.5	306,575	313,550	2.3
	事務職	279	282	1.9	1.1	42.4	41.9	332,939	328,302	-1.4

(注) 1 給与月額は、給料(給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。)、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当等の合計額である。

2 各欄の構成比の計は、4捨5入の関係で必ずしも100%にならない。

第2表 県職員の給料表別、性別
及び学歴別人員構成比

(平成30年県職員給与等実態調査)

給料表の区分	性別人員構成比		学歴別人員構成比				
	男	女	大学卒 ①	短大卒 ②	高校卒 ③	中学卒 ④	
全職員	% 63.8	% 36.2	% 80.1	% 6.3	% 13.0	% 0.7	
うち行政職員	75.9	24.1	69.6	2.6	25.7	2.1	
県 関 係 職 員	計	74.3	25.7	76.0	3.1	19.9	0.9
	行政職	77.5	22.5	71.5	2.2	24.5	1.9
	公安職	93.1	6.9	59.8	1.7	38.5	-
	教育職	59.8	40.2	92.7	3.9	3.0	0.4
	研究職	68.9	31.1	95.7	4.3	-	-
	医療職(一)	75.9	24.1	100.0	-	-	-
	医療職(二)	57.9	42.1	94.6	5.4	-	-
	医療職(三)	7.8	92.2	67.4	32.6	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	47.4	52.6	86.4	11.3	2.1	0.2
	教育職	47.1	52.9	88.6	11.4	-	-
	学校栄養職	-	100.0	100.0	-	-	-
	事務職	52.8	47.2	43.3	8.9	43.3	4.6

(注) 学歴別人員構成比の計(①+②+③+④)は4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

第3表 県職員の給料表別給与支給状況

(平成30年県職員給与等実態調査)

給料表の区分	給 与 支 給 状 況										
	給料の月額 ①	うち給料の 調整額	うち教職 調整額	うち切替え に伴う差額	扶養手当 ②	地域手当 ③	管理職手当 ④	住居手当 ⑤	その他 ⑥	計 ⑦	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
全職員	354,857	1,283	6,989	1,333	10,410	433	5,463	7,785	3,403	382,350	
うち行政職員	324,399	262	—	1,275	11,187	936	6,291	7,209	1,488	351,508	
県 関 係 職 員	計	339,217	1,503	3,847	1,129	11,669	709	4,635	7,571	3,118	366,919
	行政職	325,426	281	—	1,301	11,433	1,002	6,740	7,161	1,403	353,165
	公安職	314,149	—	—	1,041	13,799	122	2,290	7,343	3,918	341,621
	教育職	381,671	3,267	13,664	1,088	10,968	—	3,214	8,060	1,277	405,190
	研究職	330,551	465	—	337	11,737	—	1,443	9,034	235	353,000
	医療職(一)	432,414	3,000	—	—	12,414	77,068	36,848	5,472	321,462	885,678
	医療職(二)	330,251	14,602	—	330	9,283	—	5,390	9,171	10,520	364,625
	医療職(三)	314,159	5,955	—	907	3,911	—	993	9,278	233	328,573
市 町 村 立 学 校 職 員	計	379,321	940	11,903	1,652	8,439	—	6,758	8,119	3,849	406,486
	教育職	382,917	989	12,520	1,691	8,481	—	7,108	8,133	3,911	410,550
	学校栄養職	307,550	—	—	—	—	—	—	6,000	—	313,550
	事務職	310,008	—	—	908	7,741	—	—	7,876	2,677	328,302

(注) その他は初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額である。

(注) 各欄の計(①+②+③+④+⑤+⑥)は4捨5入の関係で必ずしも⑦とは一致しない。

第4表 県職員の給料表別諸手当支給状況

その1 給料の調整額、教職調整額、管理職手当

給料表の区分	職員数	給料の調整額						教職調整額		
		受給者数					受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
		計	調整数1	調整数1.5	調整数2	調整数3				
	人	人	人	人	人	人	円	人	円	
全職員	14,877	1,501	1,297	32	58	114	12,719	7,235	14,371	
うち行政職員	4,233	69	18	32	6	13	16,089	—	—	
県 関 係 職 員	計	9,075	1,005	801	32	58	114	12,719	2,427	14,384
	行政職	3,951	69	18	32	6	13	16,089	—	—
	公安職	1,981	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育職	2,555	763	763	—	—	—	10,939	2,427	14,384
	研究職	209	10	10	—	—	—	9,710	—	—
	医療職(一)	29	3	—	—	3	—	29,000	—	—
	医療職(二)	221	121	9	—	11	101	26,670	—	—
	医療職(三)	129	39	1	—	38	—	19,697	—	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,802	496	496	—	—	—	10,998	4,808	14,364
	教育職	5,516	496	496	—	—	—	10,998	4,808	14,364
	学校栄養職	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	282	—	—	—	—	—	—	—	—

(平成30年県職員給与等実態調査)

管 理 職 手 当											
受 給 者 数										受給者1人 当たり額	
計	一 種		二 種		三 種		四 種		五 種		
	一	二	一	二	一	二	一	二	一	円	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
1,299	15	4	30	47	169	173	447	142	272	62,566	
368	15	4	24	37	102	135	16	—	35	72,360	
589	15	4	30	47	143	173	98	38	41	69,922	
368	15	4	24	37	102	135	16	—	35	72,360	
57	—	—	5	8	30	14	—	—	—	79,582	
128	—	—	—	—	11	—	76	38	3	64,146	
6	—	—	—	—	—	—	6	—	—	50,267	
12	—	—	1	2	1	7	1	—	—	89,050	
16	—	—	—	—	—	16	—	—	—	74,450	
2	—	—	—	—	—	1	1	—	—	64,050	
710	—	—	—	—	25	—	347	104	234	55,223	
710	—	—	—	—	25	—	347	104	234	55,223	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

その2 初任給調整手当、扶養手当、地域手当

給料表の区分	初任給調整手当			扶 養				
	受 給 者 数		受給者1人 当たり額	扶 養 親 族 者 数				
	計	医師		計	配偶者	配偶者が不在 職員の1人目 の扶養親族	配偶者以外の 扶養親族	
	人	人	円	人	人	人	人	
全 職 員	117	27	99,294	15,767	3,997	300	11,470	
うち行政職員	—	—	—	4,743	1,329	82	3,332	
県 関 係 職 員	計	117	27	99,294	10,893	3,024	161	7,708
	行政職	—	—	—	4,530	1,283	73	3,174
	公安職	—	—	—	2,943	986	10	1,947
	教育職	—	—	—	2,883	629	60	2,194
	研究職	1	—	30,000	245	71	6	168
	医療職(一)	27	27	344,163	35	13	2	20
	医療職(二)	89	—	25,787	206	39	5	162
	医療職(三)	—	—	—	51	3	5	43
市 町 村 立 学 校 職 員	計	—	—	—	4,874	973	139	3,762
	教育職	—	—	—	4,661	927	130	3,604
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	—	—	—	213	46	9	158

(平成30年県職員給与等実態調査)

手 当			地 域 手 当							
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	受給者1人 当たり額	平 均 扶 養 親 族 数	受 給 者 数							受給者1人 当たり額
			計	甲 地					医 (一)	
				(6%)	(10%)	(16%)	(20%)	(その他)		
人	円	人	人	人	人	人	人	人	人	円
4,096	20,690	1.1	106	2	10	10	45	10	29	60,731
1,339	20,642	1.1	71	—	8	10	43	10	—	55,782
2,516	21,049	1.2	106	2	10	10	45	10	29	60,731
1,264	20,607	1.1	71	—	8	10	43	10	—	55,782
365	21,406	1.5	6	2	2	—	2	—	—	40,342
727	21,360	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—
69	22,713	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—
10	20,000	1.2	29	—	—	—	—	—	29	77,068
64	20,515	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—
17	21,021	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—
1,580	19,953	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
1,505	19,890	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75	21,402	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—

その3 住居手当、通勤手当

給料表の区分	住 居 手 当								
	借 家 ・ 借 間 等							留守家族	
	受 給 者 数 (家 賃 等 負 担 額 別)							受給者1人 当たり額	受給者数
	計	12,000円 以 上	17,500円 以 上	23,000円 以 上	39,000円 以 上	55,000円 以 上	円		
全 職 員	人 4,793	人 9	人 41	人 489	人 2,166	人 2,088	円 24,088	人 45	
うち行政職員	1,235	—	3	84	582	566	24,599	13	
県 関 係 職 員	計	2,748	—	6	136	1,258	1,348	24,872	32
	行 政 職	1,139	—	—	73	529	537	24,722	12
	公 安 職	580	—	6	19	273	282	24,794	15
	教 育 職	818	—	—	37	357	424	25,110	5
	研 究 職	75	—	—	3	28	44	25,176	—
	医 療 職 (一)	6	—	—	—	2	4	26,450	—
	医 療 職 (二)	82	—	—	3	41	38	24,716	—
	医 療 職 (三)	48	—	—	1	28	19	24,935	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	2,045	9	35	353	908	740	23,035	13
	教 育 職	1,948	9	32	342	854	711	23,030	12
	学 校 栄 養 職	1	—	—	—	1	—	24,000	—
	事 務 職	96	—	3	11	53	29	23,134	1

(平成30年県職員給与等実態調査)

通 勤 手 当						
受給者数 合 計	交 通 機 関 利 用 者					
	受給者数 (運賃等負担額別)					
	計	5,000円 未 満	5,000円 以 上	10,000円 以 上	15,000円 以 上	20,000円 以 上
人	人	人	人	人	人	人
11,969	630	5	247	188	34	70
	247	—	7	26	5	41
3,210	520	4	211	155	29	56
	172	—	5	17	3	33
6,916	606	5	239	184	34	65
	214	—	6	17	3	37
2,954	519	4	210	155	29	56
	165	—	5	15	2	32
1,232	44	—	19	17	3	4
	1	—	—	1	—	—
2,222	24	1	5	8	1	1
	32	—	1	1	—	4
193	4	—	—	1	—	3
	1	—	—	—	—	—
18	1	—	1	—	—	—
	2	—	—	—	—	—
194	8	—	2	1	1	—
	7	—	—	—	1	—
103	6	—	2	2	—	1
	6	—	—	—	—	—
5,053	24	—	8	4	—	5
	33	—	1	9	2	4
4,793	23	—	7	4	—	5
	26	—	1	7	1	3
4	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
256	1	—	1	—	—	—
	7	—	—	2	1	1

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

その4 通勤手当（つづき）

給料表の区分		通 勤 手 当							
		交 通 機 関 利 用 者（つづき）							
		受給者数（運賃等負担額別）							受給者1人 当たり額
		25,000円 以上	30,000円 以上	35,000円 以上	40,000円 以上	45,000円 以上	50,000円 以上	円	
全職員	人	人	人	人	人	人	人	円	
	62	1	17	3	2	1	14,624		
	20	5	4	10	43	86	38,861		
うち行政職	44	1	14	3	2	1	14,416		
	8	5	3	8	30	60	38,974		
県 関 係 職 員	計	56	1	16	3	2	1	14,491	
		12	4	4	9	41	81	40,471	
	行政職	44	1	14	3	2	1	14,430	
		7	4	3	8	30	59	39,497	
	公安職	1	—	—	—	—	—	12,274	
		—	—	—	—	—	—	13,661	
	教育職	7	—	1	—	—	—	16,565	
		4	—	1	1	8	12	42,545	
	研究職	—	—	—	—	—	—	21,489	
		—	—	—	—	—	1	50,959	
	医療職（一）	—	—	—	—	—	—	7,410	
		—	—	—	—	1	1	56,826	
	医療職（二）	3	—	1	—	—	—	21,070	
		—	—	—	—	1	5	49,074	
	医療職（三）	1	—	—	—	—	—	15,658	
		1	—	—	—	1	3	43,440	
市 町 村 立 学 校 職 員	計	6	—	1	—	—	—	17,969	
		8	1	—	1	2	5	28,423	
	教育職	6	—	1	—	—	—	18,440	
		7	—	—	1	2	4	28,900	
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	—	—	
	事務職	—	—	—	—	—	—	7,140	
		1	1	—	—	—	1	26,653	

（注） 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

(平成30年県職員給与等実態調査)

(つ づ き)

自転車使用者					自動車等使用者				
受給者数(使用距離別)				受給者1人 当たり額	受給者数(使用距離別)				
計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上		計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上	15 km 以 上
人	人	人	人	円	人	人	人	人	人
787	696	90	1	2,262	10,304	2,750	2,748	1,436	868
573	516	57	—	2,219	1,945	440	417	234	146
775	686	88	1	2,260	5,320	1,492	1,219	641	367
572	515	57	—	2,219	1,698	384	353	204	121
161	136	25	—	2,342	1,026	531	331	75	49
12	9	3	—	2,550	2,154	520	471	271	145
14	11	2	1	2,886	174	9	20	54	33
1	1	—	—	2,000	14	4	6	1	—
12	11	1	—	2,183	167	31	21	20	16
3	3	—	—	2,000	88	13	18	16	3
12	10	2	—	2,367	4,984	1,258	1,529	795	501
11	9	2	—	2,400	4,733	1,202	1,464	763	475
—	—	—	—	—	4	—	1	2	1
1	1	—	—	2,000	247	56	64	30	25

その5 通勤手当 (つづき)

給料表の区分		通 勤 手 当								
		自 動 車 等 使 用 者 (つ づ き)								
		受 給 者 数 (使 用 距 離 別)								
		20 km 以 上	25 km 以 上	30 km 以 上	35 km 以 上	40 km 以 上	45 km 以 上	50 km 以 上	55 km 以 上	60 km 以 上
全 職 員		人 494	人 371	人 257	人 214	人 300	人 431	人 234	人 66	人 135
うち行政職員		105	105	66	49	87	130	82	30	54
県 関 係 職 員	計	248	201	140	120	211	330	184	52	115
	行 政 職	86	89	56	41	78	123	82	28	53
	公 安 職	22	10	2	—	1	2	2	1	—
	教 育 職	124	78	69	65	112	153	80	16	50
	研 究 職	7	10	4	4	5	13	6	5	4
	医 療 職 (一)	—	—	1	—	1	—	1	—	—
	医 療 職 (二)	8	5	4	6	8	30	12	1	5
	医 療 職 (三)	1	9	4	4	6	9	1	1	3
市 町 村 立 学 校 職 員	計	246	170	117	94	89	101	50	14	20
	教 育 職	227	154	107	86	80	94	50	12	19
	学 校 栄 養 職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 職	19	16	10	8	9	7	—	2	1

(平成30年県職員給与等実態調査)

(つ づ き)						
受給者1人 当たり額	併用者			受給者1人 当たり額	特別加算	
	受給者数		受給者1人 当たり額		特急	高速
	自転車	自動車等				
円	人	人	円	円	人	人
9,264	141	107	41,683	9,826	178	36
11,836	114	58	41,469	12,319	126	13
10,506	132	83	42,823	11,048	167	32
12,196	108	57	41,965	12,531	125	13
4,497	—	1	15,961	4,501	—	—
11,419	12	20	44,177	11,947	25	18
12,815	1	—	55,159	12,494	1	—
8,500	1	1	58,976	13,687	2	—
14,808	7	—	51,388	15,897	9	1
13,198	3	3	46,040	15,111	5	—
7,938	9	24	34,256	8,155	11	4
7,864	3	23	35,461	8,064	10	4
7,700	—	—	—	7,700	—	—
9,356	6	1	29,782	9,877	1	—

その6 単身赴任手当、日額特殊勤務手当

給料表の区分		単身赴任							
		受給者							
		計	単身赴任 手当基礎 額受給者	加算額併給者(職員と配偶者)					
100km 以上	300km 以上			500km 以上	700km 以上	900km 以上	1100km 以上		
		人	人	人	人	人	人	人	人
全職員		737	538	165	5	—	5	1	—
うち行政職員		139	64	43	4	—	5	1	—
県 関 係 職 員	計	438	330	74	5	—	5	1	—
	行政職	137	63	42	4	—	5	1	—
	公安職	241	226	14	1	—	—	—	—
	教育職	57	41	16	—	—	—	—	—
	研究職	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療職(一)	1	—	—	—	—	—	—	—
	医療職(二)	1	—	1	—	—	—	—	—
	医療職(三)	1	—	1	—	—	—	—	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	299	208	91	—	—	—	—	—
	教育職	297	207	90	—	—	—	—	—
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	2	1	1	—	—	—	—	—

(平成30年県職員給与等実態調査)

手 当				日額特殊勤務手当		
数				受給者1人 当たり額	受 給 者 数	
等の住居間の距離別)					計	受給者1人 当たり額
1300km 以上	1500km 以上	2000km 以上	2500km 以上			
人	人	人	人	円	人	円
19	4	—	—	33,734	4,942	11,619
18	4	—	—	42,403	193	6,878
19	4	—	—	34,639	2,869	12,058
18	4	—	—	42,526	192	6,852
—	—	—	—	30,498	1,532	10,636
—	—	—	—	32,246	980	15,496
—	—	—	—	—	26	4,615
1	—	—	—	82,000	3	10,553
—	—	—	—	38,000	69	12,603
—	—	—	—	38,000	67	11,599
—	—	—	—	32,408	2,073	11,012
—	—	—	—	32,397	2,072	11,012
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	34,000	1	12,000

その7 特地勤務・へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

給料表の区分		特 地 勤 務 ・ へ き 地 手 当							
		受 給 者 数 (級 地 別)							
		計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	準公署
全 職 員		人 448 (370)	人 53 (23)	人 210 (173)	人 134 (125)	人 34 (32)	人 6 (6)	人 — (—)	人 11 (11)
うち行政職員		61 (49)	3 (2)	32 (25)	22 (19)	1 (—)	— (—)	— (—)	3 (3)
県 関 係 職 員	計	84 (74)	1 (1)	60 (50)	15 (15)	— (—)	— (—)	— (—)	8 (8)
	行 政 職	33 (31)	— (—)	19 (17)	11 (11)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (3)
	公 安 職	13 (13)	1 (1)	5 (5)	4 (4)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (3)
	教 育 職	36 (28)	— (—)	36 (28)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	研 究 職	2 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (2)
	医 療 職 (一)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	医 療 職 (二)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	医 療 職 (三)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
市 町 村 立 学 校 職 員	計	364 (296)	52 (22)	150 (123)	119 (110)	34 (32)	6 (6)	— (—)	3 (3)
	教 育 職	336 (278)	49 (20)	137 (115)	108 (102)	33 (32)	6 (6)	— (—)	3 (3)
	学 校 栄 養 職	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	事 務 職	28 (18)	3 (2)	13 (8)	11 (8)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(注) 1 へき地手当は、「へき地学校に準ずる学校」を1級地、「1級地」を2級地とし、以下順次繰上げた級地の欄に記載した。
 2 () 内は、「特地勤務手当に準ずる及びへき地手当に準ずる手当」を内書で示した。

(平成30年県職員給与等実態調査)

受給者1人 当たり額	定時制通信教育手当						産業教育手当				
	受給者数					受給者1人 当たり額	受給者数			受給者1人 当たり額	
	計	2%	3%	4%	6%		計	3%	5%		
円	人	人	人	人	人	円	人	人	人	円	
37,711	116	3	44	10	59	18,112	284	9	275	17,949	
34,873	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
42,083	116	3	44	10	59	18,112	284	9	275	17,949	
43,402	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
40,879	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
43,119	116	3	44	10	59	18,112	284	9	275	17,949	
9,518	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
36,701	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
37,691	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
24,821	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

その8 農林漁業普及指導手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当

給料表の区分	農林漁業普及指導手当				宿 日			
	受 給 者 数			受給者1人 当たり額	受 給			
	計	3%	6%		計	4,200 円	5,100 円	
全 職 員	人 175	人 8	人 167	円 20,037	人 1,364	人 89	人 15	
うち行政職員	175	8	167	20,037	268	44	9	
県 関 係 職 員	計	175	8	167	20,037	1,361	89	15
	行 政 職	175	8	167	20,037	268	44	9
	公 安 職	—	—	—	—	903	43	—
	教 育 職	—	—	—	—	168	—	6
	研 究 職	—	—	—	—	15	—	—
	医療職(一)	—	—	—	—	5	—	—
	医療職(二)	—	—	—	—	1	1	—
	医療職(三)	—	—	—	—	1	1	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	—	—	—	—	3	—	—
	教 育 職	—	—	—	—	3	—	—
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 職	—	—	—	—	—	—	—

(平成30年県職員給与等実態調査)

直 手 当				義務教育等教員特別手当				
者 数			受給者1人 当たり額	受 給 者 数				受給者1人 当たり額
5,900 円	7,200 円	20,000 円		計	100%	75%	50%	
人	人	人	円	人	人	人	人	円
168	1,087	5	28,933	8,071	7,691	208	172	5,844
3	212	—	21,676	—	—	—	—	—
165	1,087	5	28,984	2,555	2,175	208	172	5,419
3	212	—	21,676	—	—	—	—	—
—	860	—	34,109	—	—	—	—	—
162	—	—	11,850	2,555	2,175	208	172	5,419
—	15	—	10,560	—	—	—	—	—
—	—	5	136,000	—	—	—	—	—
—	—	—	4,200	—	—	—	—	—
—	—	—	4,200	—	—	—	—	—
3	—	—	5,900	5,516	5,516	—	—	6,041
3	—	—	5,900	5,516	5,516	—	—	6,041
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

第5表 県職員の職務の級別、号給別人員

(平成30年県職員給与等実態調査)

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1						1			
2									
3									
4									
5	9	76	6			1			
6		1	4						
7		6	3						
8			1						
9	20	74							
10		1	45						1
11		8	5			1			1
12		2	13						
13	21	78	5						
14			38						
15	1	16	5						1
16		1	10						
17	18	71	10						
18			31	1					7
19	1	13	5						
20			19	3					
21	17	44	5						
22		2	29	5					
23	3	10	3	3					
24	1		14	15					
25	101	9	10	7					
26		1	21	8					3
27	3		6	7					3
28	2		20	19					2
29	84	5	18	11		1			4
30		1	21	14					1
31	3		8	3			3	5	
32			7	10			5	1	
33	82	2	9	17			6	1	
34			16	4			12	1	
35	5	3	3	12			16	1	
36	4		26	10			12	2	
37	7	2	9	18			7		
38			9	11			1		
39	1		13	11			1		
40			20	9			1		
41	3		7	14			1		
42			10	16					
43	1		3	9					
44			16	24					
45	2	1	8	14					
46			8	18					
47			3	8					
48			7	13					
49	3		5	15					
50			2	17					
51			3	18	1	3			
52			10	18		7			
53	1		2	23		14			
54			2	10	2	13			
55			1	18	1	32			
56			1	19	1	22			
57	2			32		28			
58			3	20		14			
59			3	20	1	15			
60			1	22	3	6			
61			1	19	1	6			
62			2	19	2	9			
63				22	1	15			
64			4	29	1	4			
65	3		1	10	1	5			
66				35	3	8			
67				17	1	2			
68			3	25	4	3			
69	1		5	18	1	1			
70			3	23	9	5			
71			4	21	4	2			
72			3	22	25	1			
73			1	32	18				
74			4	18	18	4			
75			3	29	10	2			

(注) 各給料表の構成比の計は、4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			5	21	27				
77	1		1	41	18				
78			2	21	10				
79			1	19	12				
80			3	9	36				
81			2	32	26				
82			4	17	22				
83			1	14	16	2			
84			4	17	18				
85				30	32	5			
86			2	17	26				
87			3	17	20				
88			2	21	17				
89			2	16	21				
90			3	17	11				
91			1	9	9				
92			3	21	6				
93			2	15	225				
94			1	11					
95			3	4					
96			1	10					
97			2	7					
98			1	10					
99			1	9					
100			2	12					
101			2	159					
102			2						
103			1						
104			2						
105			1						
106			2						
107			1						
108			2						
109			2						
110			1						
111			4						
112			2						
113			2						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	400	427	672	1,461	660	232	65	24	10
構成比 (%)	10.1	10.8	17.0	37.0	16.7	5.9	1.6	0.6	0.3

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3	17								
4									
5	1								
6									
7	24								
8									
9	2								
10									
11	19								
12									
13	14								
14									
15	4								
16									
17	25								
18									
19	32								
20									
21	17	33							
22		8							
23	42	6							
24									
25	23	41							
26	1	1							
27	16	13							
28									
29	12	37							
30		5							
31	2	11							1
32		3							2
33	6	46		2					
34		7							
35	2	16	1	8					
36		2		3					
37	6	27	1	6	1				
38		7		1					1
39	4	16	1	5	2				1
40		3		1	2				
41	4	22	14	5	6				
42		9	4	4					
43		28	15	7	7				
44		8	4	1	1				
45	3	21	9	7	2			4	
46		8	5	1					
47	1	17	10	11	2			1	
48		4	9	1				1	
49	3	20	20	10	3			4	
50		5	4	1					
51		18	13	15	2				
52		2	6	2	1				
53		11	9	16	2	1		1	
54		1	5	3	2	3	1		
55		2	17	10	3	2	3		
56		1	1	4	3		3		
57		8	13	10	3	1	4		
58		2	2	5	1	2	1		
59		6	15	12	9	1	11		
60		3	4	2	2	2	3		
61			11	8	7	1	3		
62			6	2	2	1			
63			15	8	4	2	2		
64			2	2	2	2			
65			10	7	2	1	2		
66			3	4	3	4			
67			12	5	3	1			
68			4	2	5	3			
69			7	4	4	2			
70			2		3	3			
71			10	3	5		2		
72			2	2	4	2			
73			9	9	5	1	1		
74			4	4	6	1	1		
75			6	7	3	2	1		

(注) 各給料表の構成比の計は、4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			2	3	7	5			
77			11	7	3	3			
78			1	2	4	1			
79			9	4	3	1	1		
80			2	3	2	5	1		
81			5	6	3	1			
82			2	5	5	3			
83			2	6	3	4			
84			4	3	3	4			
85			8	3	3	3	1		
86			2	2	5	8			
87			3	2	4	1			
88			3	1	5	6			
89				2	4	8			
90				1	6	6			
91				1	4	8			
92				1	7	1			
93			1	2	6	40			
94					4				
95			1	3	2				
96			1		3				
97					7				
98			1	6	9				
99				2	7				
100				3	9				
101				3	55				
102									
103				5					
104				1					
105				3					
106				2					
107				4					
108				4					
109			1	4					
110			1	5					
111				3					
112				6					
113				7					
114				4					
115				3					
116			1	6					
117				5					
118				4					
119				2					
120				1					
121				3					
122			2	2					
123			2	2					
124				2					
125			1	2					
126				3					
127									
128				2					
129			1	1					
130				1					
131			2						
132									
133			1	1					
134									
135									
136			1						
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	280	478	356	379	285	146	41	11	5
構成比 (%)	14.1	24.1	18.0	19.1	14.4	7.4	2.1	0.6	0.3

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1			8		
2					
3					
4					
5			17		
6					
7					
8					
9	1		18		
10					
11			1		
12					
13	1		16		
14					
15					
16					
17	2		27		
18					
19	1				
20					
21	1		21		
22					
23					1
24			2		
25			34		
26					
27					1
28					
29	1		47		1
30					3
31					4
32					1
33	3		44		3
34					3
35	2				3
36					1
37	2		40		29
38					
39	1				
40			2		
41	5		50		
42					
43	1		1		
44			1		
45	6		43		
46					
47	1		1		
48			4		
49	6		42		
50					
51			3		
52			4		
53	4		35	1	
54					1
55			2		
56			3		1
57	6		49		
58				1	
59	1				
60			3		2
61	12		55		1
62			1		3
63	1				4
64			4	1	4
65	9		41		3
66			3	2	2
67	5		10	2	9
68			7		7
69	4		60		4
70			4	3	1
71	4		15		2
72			3	3	3
73	4		37		4
74			9	2	5
75	3		28		4
76			15		5
77	6		35		13
78			7	1	
79	6		23	4	
80			25	2	
81	7		23		
82	1		6	1	
83	2		30	3	
84	1		21	1	
85	4		25		
86			7	1	
87	3		19	1	
88			22		
89	5		10	4	
90	1		8		

(注) 各給料表の構成比の計は、4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	教 育 職					
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
91		2	14	2		
92		1	47	3		
93		2	9	1		
94			7	3		
95		1	18	2		
96		1	55	7		
97			13	6		
98			6	7		
99		1	14	3		
100		1	33	2		
101		1	22	5		
102		3	12	2		
103		2	17	1		
104		1	17	4		
105			25	2		
106			25			
107			7	3		
108		1	9			
109			28			
110			44	4		
111			16			
112			9	2		
113			22	2		
114			22			
115			9			
116			23			
117			29			
118			16			
119			24			
120			18			
121			28			
122			21			
123		1	21			
124			30			
125			16			
126			20			
127		1	26			
128		1	19			
129			28			
130			29			
131			41			
132			37			
133			35			
134			35			
135			33			
136			31			
137			20			
138			11			
139			5			
140			11			
141			1			
142		1				
143						
144		2				
145			1			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153		1				
154						
155						
156						
157						
158						
159		2				
160		1				
161						
162						
163						
164						
165						
166		2				
167						
168		1				
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
指 定						
計		153	2,180	94	78	50
構成比 (%)		6.0	85.3	3.7	3.1	2.0

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1									
2									
3									
4									
5								1	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13			1			4	2		
14									
15							1		
16									
17						1			
18									
19									
20									
21						2		1	
22									
23			1						
24			1						
25	4		1			2		1	
26			1						
27	1		3						
28			1						
29	1		1						
30		5	5						
31							1		
32		2	1						
33	9	1	2					1	
34		2	3						
35									
36				2					
37	4								
38		5							
39	1		2						
40			1						
41	10		2						
42		2	1						
43	1								
44		1							
45	2	1	1					1	
46									
47		1	2						
48		1		1					
49	9	1							1
50			1						
51			1	1					
52			1	1					
53	6	3	1						
54				1					
55			2	2					1
56			1	1					
57			1	1					
58									
59								1	
60		2	1						1
61			1					1	
62		1							
63			1					1	
64		1	1						
65	1							1	
66				1					
67			1	1					
68			1						
69			2						
70									
71			1						
72									
73			2						
74			2					1	
75			3						

(注) 各給料表の構成比の計は、4 捨 5 入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
76			2						
77			1						
78			1						
79			1					1	
80		1	1						
81									
82			1						
83			7						
84			1						
85			2						
86									
87									
88			3						
89			3					2	
90			5						
91			2						
92			4						
93									
94			1						
95									
96			6						
97		1	3						
98			3						
99			2						
100			2						
101			3						
102									
103			1						
104			3						
105			5						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	49	31	119	10	0	9	4	13	3
構成比 (%)	23.4	14.8	56.9	4.8	0.0	31.0	13.8	44.8	10.3

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5		2					
6							
7			10				
8			1				
9							
10							
11			7				
12		1	1				
13							
14							
15		3	3				
16							
17		1					
18							
19		10					
20			10				
21							
22			2				
23							
24			8				
25							1
26			4				7
27							2
28			3				1
29			1	1			1
30			12				2
31			1				
32			4				
33			1		1		
34			1	2			
35				1			
36							1
37			1				
38			6				
39							
40			1	1			
41							
42			5		2		
43				1	2		
44			2	1	1	1	
45					1		
46					1		
47				1		2	
48				3		1	
49					2		
50							
51			1	1			1
52				1			1
53			3				
54				1	2		
55						2	
56					2		
57					1		1
58			1	1	1		1
59				1	1		
60				1	1		
61				1	2		1
62							
63				1	1		
64					1		
65							
66					1		
67							
68				1	1		
69					2		
70					2		
71							
72							
73					1		
74							
75					3		

(注) 各給料表の構成比の計は、4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76					2		
77					1		
78							
79					1		
80					3		
81							
82					3		
83					1		
84					2		
85					2		
86					1		
87					3		
88							
89					4		
90					2		
91							
92			1		5		
93					6		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
計	0	17	90	20	68	11	15
構成比 (%)	0.0	7.7	40.7	9.0	30.8	5.0	6.8

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			2			
10			1			
11			1			
12						
13			1			
14						
15		5	4			
16						
17			1			
18						
19		4				
20			1			
21						
22			1			
23		5	2			
24			3			
25						
26			3			
27		10	1			
28			1			
29						
30						
31		6				
32			2			
33			1			
34			1			
35			1			
36						
37				1		
38			1			
39		1				
40			2			
41			1	1		
42			1			
43			1			1
44			3	1		
45			1			3
46				1		
47			2			1
48			1			
49						
50						
51						
52						
53				2		
54				1		
55				1		
56				1		
57						
58						
59				1		
60						
61						
62				1		
63						
64						
65					1	
66					1	
67				1		
68						
69						
70						1
71						1
72				1		1
73						3
74						
75						
76				1		1
77				1		1
78						1
79						
80						1
81						2
82						3
83						
84				2		
85						
86						
87						
88				1		
89						
90						

(注) 各給料表の構成比の計は、4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
91						
92						
93					1	
94					1	
95						
96						
97					5	
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105				1		
106						
107						
108						
109				1		
110						
111						
112						
113				10		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
計	0	31	39	30	24	5
構成比 (%)	0.0	24.0	30.2	23.3	18.6	3.9

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1級	2級	特2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11		1										
12												
13		57										
14												
15												
16												
17		47										
18												
19		1										
20												
21		48										
22												
23		3			3							
24					13							
25		68			109							
26		2			24							
27		7			2					1		
28		3			1							
29		69			6							
30		1			11							
31		5			6							
32		8			2							
33		62			4							
34		1			4							
35		7			8							
36		1			5							
37		81			6							
38		1			8							
39		6			20							
40					16							
41		100			91							
42												
43		11						1				
44		3						1				
45		66										
46		2										
47		6	1									
48		1										
49		58										
50		3										
51		6										
52		5	2									
53		65										
54		3										
55		7	1									
56		4										
57		70	2									
58		8	1									
59		9	1									
60		4										
61		60										
62		5										
63		8										
64		13										
65		65	1									
66		3							1			
67		13										
68		7										
69		60										
70		6	2	3								
71		15		2								
72		4										
73		85	2	1								
74		5		2								
75		12	2	2								
76		16		21								
77		77	1	7								
78		11	5	15								

(注) 各給料表の構成比の計は、4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
79		12		17								
80		24		55								
81		81		3								
82		4	2	15								
83		24	2	7								
84		8	4	41								
85		66	6	17								
86		8	2	7								
87		34	6	11								
88		26	9	23								
89		47	2	14								
90		12	1	6								
91		30	3	6								
92		35	3	14								
93		36	1	80								
94		19	2									
95		19	8									
96		30	16									
97		35	5									
98		17	6									
99		18	8									
100		31	3									
101		18	3									
102		21	5									
103		16	4									
104		39	3									
105		15	3									
106		15	3									
107		15										
108		48	1									
109		18	3									
110		14	1									
111		15	1									
112		52	2									
113		31										
114		20										
115		21	1									
116		33										
117		46										
118		38										
119		15										
120		24										
121		42										
122		59										
123		25										
124		26										
125		31										
126		58										
127		34										
128		53										
129		36										
130		40										
131		67										
132		55										
133		62										
134		53										
135		76										
136		64										
137		68										
138		47										
139		70										
140		86										
141		83										
142		77										
143		118										
144		84										
145		95										
146		96										
147		120										
148		105										
149		77										
150		93										
151		71										
152		22										
153		37										
154		5										
155		7										
156		10										
157		11										
計	0	4,668	140	369	339	0	0	2	1	1	0	0
構成比 (%)	0.0	84.6	2.5	6.7	6.1	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4									
5		10							
6									
7									
8									
9	6	9	3						
10									
11									
12									
13	6	1							
14			1						
15									
16									
17	6	2	1						
18			1						
19			2						
20			1						
21	7	3							
22			1						
23			3						
24			1	1					
25	7								
26			1						
27			1						
28			2						
29	4	1							
30				1					
31									
32									
33	14		1						
34									
35			3						
36			2						
37			1	1					
38									
39									
40									
41			1	2					
42			2						
43									
44									
45			1						
46				1					
47				1					
48			1						
49			1						
50				1					
51				1					
52				2		1			
53				3		5			
54			1	1					
55				2					
56			1	3		1			
57				4					
58				2					
59				1					
60				5					
61				3					
62				3					
63				1					
64				1					
65				2					
66				7					
67			1	4					
68			1	2					
69				4					
70			2	4					
71				3	1				
72			1	1					
73			1	4	1				
74				2	1				
75			1	3	1				

(注) 各給料表の構成比の計は、4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			1	2	1				
77				2	1				
78			1	3	1				
79				2					
80			1						
81				3	1				
82			1	2					
83				6	2				
84			1						
85			1						
86				1					
87				2	1				
88				2					
89									
90			2	1					
91				3					
92				1					
93				1	3				
94				2					
95									
96				1					
97									
98				5					
99			1	3					
100				1					
101				16					
102									
103									
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	50	26	50	135	14	7	0	0	0
構成比 (%)	17.7	9.2	17.7	47.9	5.0	2.5	0.0	0.0	0.0

第6表 県職員の給料表別、年齢別人員

給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)
歳	人	人	人	人	人
18	8	16			
19	18	19			
20	20	32	1		
21	16	28			
22	67	44	10	1	
23	88	61	13	3	
24	82	58	19	4	1
25	95	57	18	7	
26	68	56	19	10	3
27	85	70	26	7	3
28	91	63	41	6	1
29	79	69	39	3	
30	73	58	53	9	2
31	69	68	39	6	
32	69	69	38	3	1
33	67	56	61	6	1
34	80	53	40	3	1
35	69	55	51	1	1
36	55	61	61	6	1
37	72	57	49	5	1
38	61	68	66	7	
39	75	67	70	10	1
40	87	45	87	6	
41	98	51	103	4	
42	106	36	123	3	
43	110	46	86	4	1
44	108	44	125	8	
45	138	43	112	5	2
46	139	21	107	6	1
47	139	29	94	4	
48	161	30	124	6	
49	159	30	85	6	1
50	153	22	90	6	
51	137	24	87	9	
52	111	35	84	7	1
53	127	43	82	11	
54	155	44	96	9	
55	127	42	82	3	2
56	128	53	95	3	
57	123	53	69	5	1
58	113	56	63	4	1
59	125	49	47	3	
60歳以上					2
計	3,951	1,981	2,555	209	29

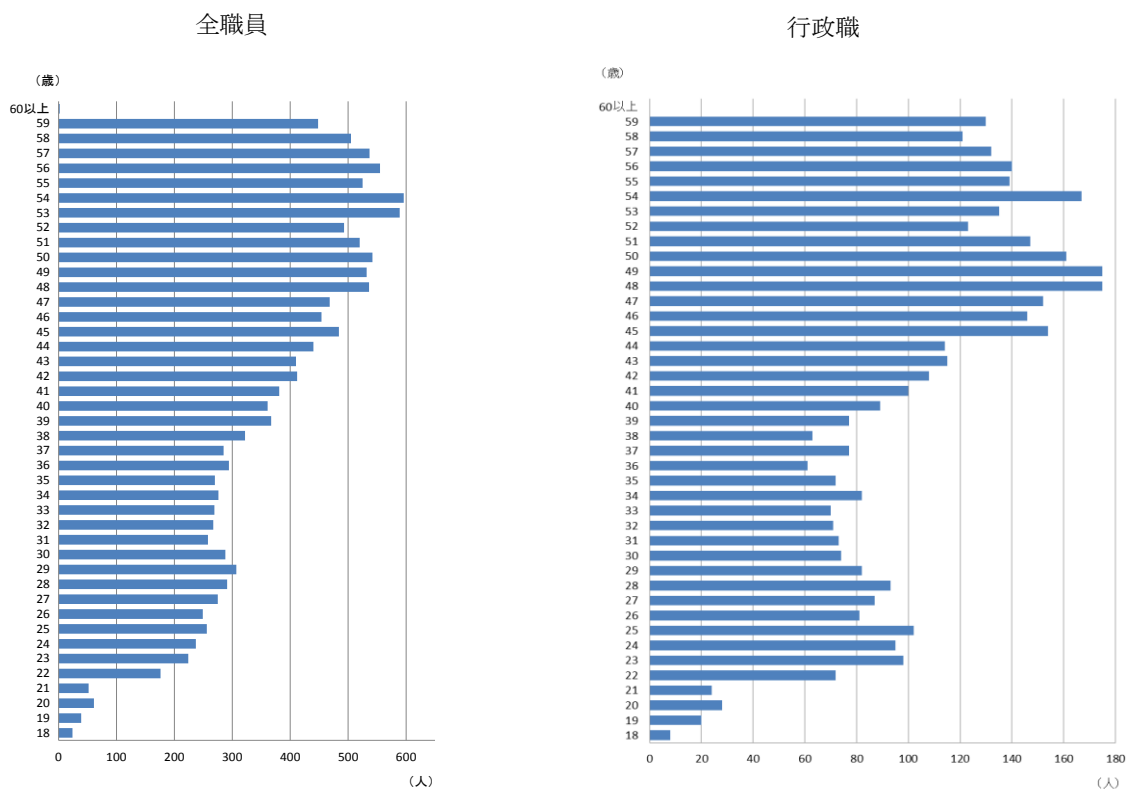
(平成30年県職員給与等実態調査)

医療職 (二)	医療職 (三)	市町村立 学校教育職	市町村立 学校栄養職	市町村立 学校事務職	全職員
人	人	人	人	人	人
					24
				2	39
				8	61
				8	52
		49		5	176
1	5	43		10	224
	3	57		13	237
4	4	64		7	256
11	6	63		13	249
7	10	65		2	275
12	3	72		2	291
8	5	101		3	307
2	4	86		1	288
7	4	61		4	258
8	4	73		2	267
7	2	66		3	269
8	5	84		2	276
10		80		3	270
7	5	92		6	294
2	7	85	2	5	285
4	2	112		2	322
4	3	135		2	367
3		130	1	2	361
5	4	114		2	381
7	3	132		2	412
4	1	153		5	410
7	1	140	1	6	440
6	2	160		16	484
4	1	168		7	454
3	1	185		13	468
8	4	189		14	536
11	5	219		16	532
5	4	254		8	542
9	1	243		10	520
4	5	234		12	493
9	3	306		8	589
9	5	266		12	596
6	3	248		12	525
3	1	260		12	555
4	4	269		9	537
8	5	247		8	505
4	4	211		5	448
					2
221	129	5, 516	4	282	14, 877

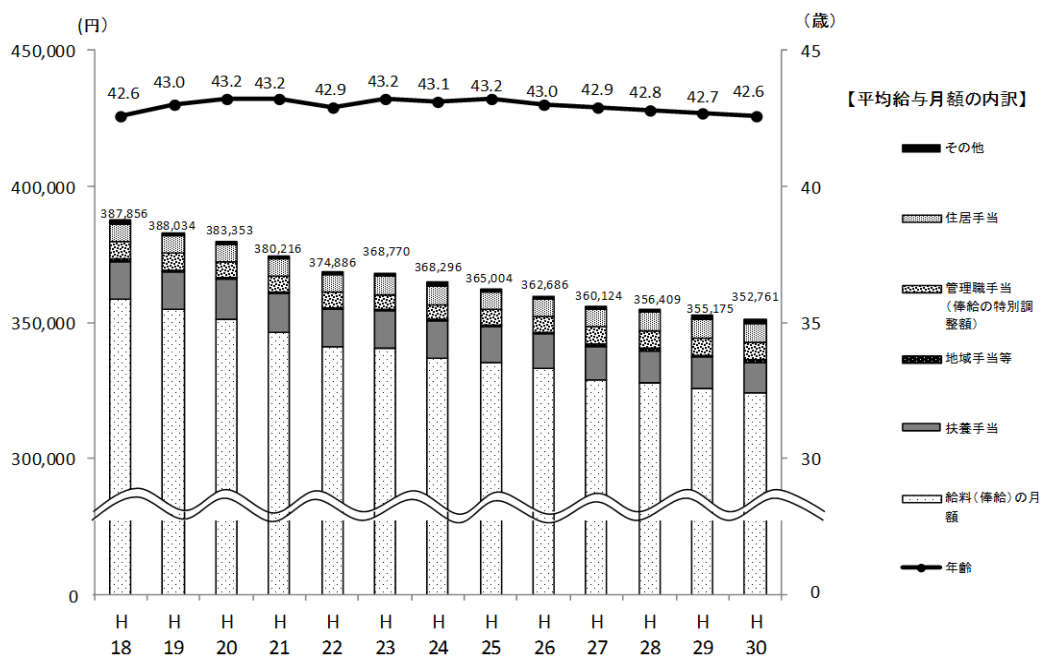
(参考) 県職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移

(平成30年県職員給与等実態調査)

年齢構成



平均給与月額・平均年齢の推移 (行政職)



備考 平成18年に給与構造改革、平成27年に給与制度の総合的見直しを実施

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会、人事院、福岡県人事委員会、長崎県人事委員会、鹿児島県人事委員会、特別区人事委員会、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、岡山市人事委員会、福岡市人事委員会、熊本市人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所380事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から146事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第7表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 集計

(1) 初任給関係調査

調査実人員 377人（行政職に相当する調査実人員 349人）

(2) 初任給関係以外の調査

調査した給与等の総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

	全職種	行政職相当職種
調査実人員	4,399人	3,803人
調査職種該当者（母集団）の推定数	16,840人	9,486人

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成30年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 137	事業所 40	事業所 69	事業所 28
農業、林業、漁業	2	0	2	0
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	12	1	7	4
製造業	57	18	29	10
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	28	12	11	5
卸売業、小売業	4	0	2	2
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	3	2	1	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	31	7	17	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が7所あった。
- 2 調査対象事業所146所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた144所に占める調査完了事業所137所の割合（調査完了率）は、95.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第8表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	186,549	191,611	178,232	
		短大卒	* 145,599	* 141,901	* 161,844	x
		高校卒	147,671	* 151,353	146,742	* 141,128
	新卒技術者	大学卒	224,195	* 236,691	186,953	
		短大卒	* 186,909	* 190,495	* 158,966	
		高校卒	156,926	* 159,024	152,977	
	新卒事務員 ・技術者計	大学卒	206,911	218,054	182,060	
		短大卒	166,158	* 167,820	* 160,724	x
		高校卒	153,388	* 157,102	149,945	* 146,033
そ の 他	新卒船員	海上技術 学校卒				
	新卒大学助教	大学卒				
	新卒高等学校教諭	大学卒				
	新卒研究員	大学卒	x	x	x	x
	新卒研究補助員	短大卒				
		高校卒				
	準新卒医師	大学卒	x	x	x	x
	準新卒薬剤師	大学卒	* 245,144	* 251,899	x	
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	x	x	x	x
	新卒栄養士	短大卒				
	準新卒看護師	養成所卒	* 185,663	* 189,169	* 178,694	
準新卒准看護師	養成所卒	x	x	x	x	

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にもみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成27年3月大学卒業後、平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成30年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって		(①-②)		
			支給する 給与 ①	うち時間 外手当②			
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	5	55.1	652,026	120	651,906	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	4	54.0	653,944	154	653,790	
工 場 長	10	51.8	594,124	12,877	581,247	・ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	6	50.9	664,369	21,442		642,927
	短大卒	2	55.5	582,360			582,360
	高校卒 中学卒	2	51.5	410,529			410,529
事 務 部 長	101	53.3	541,957	860	541,097	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	61	53.2	598,937	624		598,313
	短大卒	6	52.0	447,810			447,810
	高校卒 中学卒	34	53.6	461,248	1,433		459,815
技 術 部 長	68	52.6	585,698	3,524	582,174	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	46	52.2	631,141	3,361		627,780
	短大卒	9	53.7	526,018			526,018
	高校卒 中学卒	13	53.4	461,082	7,738		453,344
事 務 部 次 長	30	51.5	569,865	185	569,680	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職(部長一課長間)	
	大学卒	23	51.1	601,510	232		601,278
	短大卒						
	高校卒 中学卒	7	53.1	445,589			445,589
技 術 部 次 長	9	54.8	517,210		517,210	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職(部長一課長間)	
	大学卒	3	51.2	501,460			501,460
	短大卒	3	55.7	473,871			473,871
	高校卒 中学卒	3	57.2	570,477			570,477
事 務 課 長	185	48.9	465,949	4,194	461,755	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	83	47.1	497,261	4,103		493,158
	短大卒	15	48.0	398,324			398,324
	高校卒 中学卒	84 3	50.8 51.0	451,790 367,612	5,298		446,492 367,612
技 術 課 長	230	49.6	517,416	14,518	502,898	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	
	大学卒	133	49.0	525,248	6,454		518,794
	短大卒	37	50.3	579,841	42,185		537,656
	高校卒 中学卒	59 *	50.3 *	435,903 *	6,040 *		429,863 *

(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 55	歳 44.8	円 449,203	円 20,652	円 428,551	<ul style="list-style-type: none"> ・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間） ・係の長及び係長級専門職 ・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	大学卒	33	42.6	442,551	22,287	420,264	
	短大卒	6	48.7	380,477	21,060	359,417	
	高校卒	15	48.4	490,651	17,408	473,243	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	30	47.5	444,380	80,592	363,788	
	大学卒	16	44.8	465,965	109,060	356,905	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	13	50.3	419,585	49,788	369,797	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	292	44.2	394,130	35,496	358,634	
	大学卒	114	40.6	420,381	35,835	384,546	
短大卒	40	43.5	356,529	41,867	314,662		
高校卒	138	47.7	378,926	33,565	345,361		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術係長	304	46.0	466,025	52,664	413,361		
大学卒	126	42.9	433,298	48,788	384,510		
短大卒	55	47.8	534,214	54,792	479,422		
高校卒	122	48.0	454,505	55,571	398,934		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務主任	192	41.6	349,022	48,070	300,952		
大学卒	61	39.3	363,406	58,266	305,140		
短大卒	25	39.1	314,467	40,619	273,848		
高校卒	106	43.3	348,058	43,832	304,226		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術主任	199	42.3	367,785	46,564	321,221		
大学卒	54	40.2	357,412	42,051	315,361		
短大卒	11	44.1	363,622	59,965	303,657		
高校卒	134	43.1	373,265	47,422	325,843		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務係員	1,078	35.0	254,823	24,702	230,121		
大学卒	419	32.0	274,297	28,519	245,778		
短大卒	135	37.2	232,799	18,025	214,774		
高校卒	522	37.1	243,682	23,142	220,540		
中学卒	2	31.0	227,664	5,924	221,740		
技術係員	1,015	34.7	303,613	47,834	255,779		
大学卒	373	34.4	321,201	48,443	272,758		
短大卒	127	32.5	288,256	44,065	244,191		
高校卒	509	35.5	296,385	48,622	247,763		
中学卒	6	38.4	223,576	9,449	214,127		

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	支 店 長	4	54.0	653,944	154	653,790	行政職9級
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒	4	54.0	653,944	154	653,790	
	中学卒						
技 術	工 場 長	6	53.9	733,798	22,843	710,955	同 上
	大学卒	4	53.1	805,615	33,675	771,940	
	短大卒	2	55.5	582,360		582,360	
	高校卒						
	中学卒						
関 係	事 務 部 長	41	53.8	650,541	920	649,621	同 上
	大学卒	32	53.9	685,517	1,175	684,342	
	短大卒	2	52.4	539,906		539,906	
	高校卒	7	53.9	520,227		520,227	
	中学卒						
職 種	技 術 部 長	34	53.7	714,749	4,480	710,269	同 上
	大学卒	29	53.6	724,053	5,250	718,803	
	短大卒	3	53.9	718,011		718,011	
	高校卒	2	54.4	567,666		567,666	
	中学卒						
種	事 務 部 次 長	16	52.3	633,379		633,379	行政職7級、8級
	大学卒	15	51.9	642,557		642,557	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	*	*	*	*	*	
種	技 術 部 次 長	*	*	*	*	*	行政職7級、8級
	大学卒						
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	*	*	*	*	*	
種	事 務 課 長	84	49.7	547,634	6,035	541,599	行政職7級、8級
	大学卒	43	48.2	573,236	4,168	569,068	
	短大卒	7	47.4	417,958		417,958	
	高校卒	33	51.9	548,704	10,023	538,681	
	中学卒	*	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	114	49.9	591,375	20,253	571,122	行政職7級、8級
	大学卒	73	49.1	586,167	8,118	578,049	
	短大卒	27	51.0	619,288	47,619	571,669	
	高校卒	14	51.0	519,524	88	519,436	
	中学卒						

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4分平均支給額			対 応 級
				きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 34	歳 47.6	円 484,161	円 18,624	円 465,537	行政職 5 級、6 級
	大学卒	19	46.4	477,130	22,489	454,641	
	短大卒	2	53.3	421,161	9,677	411,484	
	高校卒	12	49.4	509,304	14,474	494,830	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	23	48.8	458,057	92,885	365,172	
	大学卒	13	46.0	475,701	111,216	364,485	行政職 3 級、4 級
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	9	52.6	434,117	70,801	363,316	
	中学卒						
	事務係長	155	43.5	445,920	38,946	406,974	
	大学卒	67	40.2	450,570	34,370	416,200	
短大卒	19	41.2	393,920	47,827	346,093	行政職 2 級 (一部は 3 級、4 級)	
高校卒	69	48.3	452,462	42,698	409,764		
中学卒							
技術係長	109	49.1	584,592	64,384	520,208		
大学卒	26	46.7	559,580	43,415	516,165		
短大卒	34	48.9	597,065	56,459	540,606		
高校卒	49	50.7	583,709	84,891	498,818	行政職 1 級	
中学卒							
事務主任	112	41.8	397,103	62,782	334,321		
大学卒	38	39.1	399,528	76,315	323,213		
短大卒	14	42.2	350,809	47,424	303,385		
高校卒	60	43.5	404,936	57,209	347,727		
中学卒							
技術主任	76	42.0	427,441	60,759	366,682	行政職 1 級	
大学卒	28	40.1	378,882	48,909	329,973		
短大卒	4	44.2	395,325	64,514	330,811		
高校卒	44	43.4	473,994	70,790	403,204		
中学卒							
事務係員	386	33.6	277,584	34,003	243,581		
大学卒	171	30.2	291,939	34,896	257,043	行政職 1 級	
短大卒	40	37.0	251,498	27,945	223,553		
高校卒	175	36.4	268,241	34,379	233,862		
中学卒							
技術係員	319	32.3	319,035	61,891	257,144		
大学卒	101	32.1	345,583	61,644	283,939		
短大卒	33	28.0	313,828	58,037	255,791		
高校卒	185	33.5	307,939	62,939	245,000		
中学卒							

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	行政職7級、8級
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	工 場 長	4	49.3	413,657		413,657	
	大学卒	2	47.0	416,786		416,786	
	短大卒						
	高校卒	2	51.5	410,529		410,529	
	中学卒						
	事 務 部 長	48	53.5	480,853		480,853	同 上
	大学卒	24	53.4	509,475		509,475	
短大卒	2	50.4	465,425		465,425		
高校卒	22	53.9	453,372		453,372		
中学卒							
技 術 部 長	31	51.6	456,727		456,727		
大学卒	15	49.1	468,367		468,367		
短大卒	6	53.7	453,432		453,432		
高校卒	10	53.6	439,902		439,902		
中学卒							
事 務 部 次 長	13	49.6	474,701	496	474,205	同 上	
大学卒	7	47.6	507,020	895	506,125		
短大卒							
高校卒	6	52.0	434,507		434,507		
中学卒							
技 術 部 次 長	5	53.1	479,917		479,917		
大学卒	2	48.6	490,372		490,372		
短大卒	3	55.7	473,871		473,871		
高校卒							
中学卒							
事 務 課 長	88	48.2	400,210	3,078	397,132	行政職5級、6級	
大学卒	36	45.8	417,138	4,580	412,558		
短大卒	7	49.4	382,577		382,577		
高校卒	45	50.1	389,326	2,391	386,935		
中学卒							
技 術 課 長	91	49.0	420,905	2,168	418,737		
大学卒	51	48.5	422,829	90	422,739		
短大卒	9	46.9	391,472	18,413	373,059		
高校卒	31	50.5	427,125	356	426,769		
中学卒							

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			対 応 級
				きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	行政職 4 級
	19	40.6	394,532	18,216	376,316		
	大学卒	13	37.2	400,399	18,115	382,284	
	短大卒	4	46.3	359,405	26,956	332,449	
	高校卒	2	50.5	432,239		432,239	
	中学卒						
	技術課長代理	6	44.4	418,601	55,862	362,739	行政職 3 級
	大学卒	3	40.0	427,845	100,621	327,224	
	短大卒						
	高校卒	3	48.1	410,747	17,831	392,916	
	中学卒						
	事務係長	105	44.7	322,426	28,216	294,210	
大学卒	37	40.2	345,334	31,068	314,266		
短大卒	16	46.1	329,329	37,489	291,840		
高校卒	52	46.9	307,042	24,153	282,889		
中学卒							
技術係長	153	42.2	372,029	44,813	327,216	行政職 1 級	
大学卒	86	40.5	397,798	51,416	346,382		
短大卒	18	44.1	331,944	45,135	286,809		
高校卒	48	44.9	339,005	32,199	306,806		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務主任	60	41.9	266,307	21,523	244,784		行政職 1 級
大学卒	16	40.8	285,247	13,480	271,767		
短大卒	9	35.7	263,917	26,928	236,989		
高校卒	35	43.8	259,505	23,402	236,103		
中学卒							
技術主任	71	43.5	336,057	43,931	292,126	行政職 1 級	
大学卒	19	38.9	323,911	33,349	290,562		
短大卒	6	42.8	345,893	58,505	287,388		
高校卒	46	45.4	339,139	45,527	293,612		
中学卒							
事務係員	586	35.9	241,259	17,968	223,291		行政職 1 級
大学卒	213	33.4	260,106	21,657	238,449		
短大卒	81	36.5	221,499	12,999	208,500		
高校卒	290	37.7	232,297	16,570	215,727		
中学卒	2	31.0	227,664	5,924	221,740		
技術係員	590	37.2	294,375	39,268	255,107	行政職 1 級	
大学卒	241	35.8	308,689	43,851	264,838		
短大卒	89	37.0	261,400	31,726	229,674		
高校卒	254	38.7	292,024	37,680	254,344		
中学卒	6	38.4	223,576	9,449	214,127		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			対 応 級
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務	事務課長代理	人 2	歳 36.5	円 362,422	円 65,761	円 296,661	行政職 4 級
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	*	*	*	*	*	
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	*	*	*	*	*	
技 術	事務係長	32	46.1	325,426	38,190	287,236	行政職 3 級
	大学卒	10	44.6	381,487	62,836	318,651	
	短大卒	5	44.0	304,335	33,654	270,681	
	高校卒	17	47.5	298,652	25,026	273,626	
	中学卒						
	技術係長	42	47.6	370,712	38,620	332,092	
	大学卒	14	48.4	378,156	44,861	333,295	
	短大卒	3	47.0	383,830	74,388	309,442	
	高校卒	25	47.2	364,969	30,833	334,136	
	中学卒						
関 係	事務主任	20	39.1	270,022	26,946	243,076	行政職 2 級 (一部は 3 級)
	大学卒	7	38.4	284,143	28,347	255,796	
	短大卒	2	30.5	256,523	44,589	211,934	
	高校卒	11	41.0	263,490	22,847	240,643	
	中学卒						
	技術主任	52	41.6	298,915	24,965	273,950	
	大学卒	7	43.4	302,379	20,430	281,949	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	44	41.0	298,101	25,231	272,870	
	中学卒						
職 種	事務係員	106	36.8	225,728	18,696	207,032	行政職 1 級
	大学卒	35	35.1	249,671	29,327	220,344	
	短大卒	14	41.4	232,166	12,849	219,317	
	高校卒	57	36.7	209,446	13,605	195,841	
	中学卒						
	技術係員	106	34.3	268,079	16,265	251,814	
	大学卒	31	35.2	295,460	17,984	277,476	
	短大卒	5	35.9	291,316	11,355	279,961	
	高校卒	70	33.8	252,636	15,823	236,813	
	中学卒						

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
技能・ 労務 関係 職種 電 話 交 換 手 自家用乗用自動車運転手 守 衛 用 務 員	人	歳	円	円	円	・業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務 に従事している者を除く。 ・電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
教育 関 係 職 種	大 学 学 部 長					
	大 学 教 授	24	58.1	591,716		591,716
	大 学 助 教 授	14	48.2	481,986		481,986
	大 学 講 師	15	44.9	426,698		426,698
	大 学 助 教	13	37.2	361,363		361,363
	大 学 助 手					
高 等 学 校 校 長 高 等 学 校 教 頭 高 等 学 校 教 諭						
	2	57.5	428,581		428,581	
	17	50.6	339,879		339,879	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長					
	研 究 部 (課) 長	2	47.3	501,970		501,970
	研 究 室 (係) 長	11	47.2	540,661	20,040	520,621
	主 任 研 究 員	3	36.0	508,717	81,378	427,339
	研 究 員	27	33.5	315,449	31,297	284,152
研 究 補 助 員						
医 療 関 係 職 種	病 院 長	*	*	*	*	*
	副 院 長	*	*	*	*	*
	医 科 長	4	53.3	1,129,197	211,050	918,147
	医 師	14	48.6	1,120,957	119,724	1,001,233
	歯 科 医 師					
	薬 局 長	3	51.0	434,471		434,471
	薬 剤 師	22	34.6	339,240	22,303	316,937
	診療放射線技師	21	39.1	329,686	27,951	301,735
	臨床検査技師	33	39.9	262,333	12,108	250,225
	栄 養 士	20	40.2	254,213	14,951	239,262
理 学 療 法 士	40	36.5	281,516	4,922	276,594	
作 業 療 法 士	22	36.1	273,484		273,484	
総 看 護 師 長 看 護 師 長 看 護 師 准 看 護 師	4	52.3	442,798		442,798	
	40	47.8	358,197	12,236	345,961	
	171	36.7	293,831	37,330	256,501	

第10表 民間における初任給の改定状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 23.9	% (29.5)	% (70.5)	% (0.0)	% 76.1
	50人以上	39.7	(23.3)	(76.7)	(0.0)	60.3
	100人以上500人未満	25.9	(35.2)	(64.8)	(0.0)	74.1
	50人以上100人未満	3.4	(0.0)	(100.0)	(0.0)	96.6
高校卒	規模計	29.9	(45.9)	(54.1)	(0.0)	70.1
	50人以上	25.4	(55.0)	(45.0)	(0.0)	74.6
	100人以上500人未満	37.1	(40.6)	(59.4)	(0.0)	62.9
	50人以上100人未満	17.1	(60.0)	(40.0)	(0.0)	82.9

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第11表 民間における定期昇給制度の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目 企業規模	定期昇給制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	% 93.1	% 50.0	% 61.4	% 42.1	% 6.9
	50人以上	98.4	66.6	49.6	48.6	1.6
	100人以上500人未満	93.4	51.2	72.5	45.6	6.6
	50人以上100人未満	76.6	43.3	69.8	39.3	23.4
課長級	規模計	77.2	34.1	55.7	36.9	22.8
	50人以上	74.8	64.3	63.3	51.8	25.2
	100人以上500人未満	82.7	42.1	71.6	46.9	17.3
	50人以上100人未満	66.8	25.0	85.0	45.0	33.2

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第12表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
87.3%	(97.0%)	[13.8%]	[13.8%]	[72.4%]

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(平成30年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,637円
配偶者と子1人	18,748円
配偶者と子2人	23,582円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については10,000円、子1人につき8,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第13表 民間における住宅手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給する	63.2%
支給しない	36.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

備考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	部長級 (非役員)		課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 62.8	% 37.2	% 63.6	% 36.4	% 66.6	% 33.4
500人以上	60.5	39.5	63.4	36.6	66.8	33.2
100人以上 500人未満	60.4	39.6	61.3	38.7	63.4	36.6
50人以上 100人未満	71.6	28.4	69.7	30.3	74.0	26.0

3 生計費及び労働経済関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法

県民の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ…その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の結果に基づいて算定した1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する宮崎市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第15表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	22,020	35,207	43,731	52,248	60,772
住居関係費	67,218	73,696	66,267	58,830	51,401
被服・履物費	1,969	6,819	7,833	8,847	9,862
雑費Ⅰ	22,963	20,717	38,422	56,137	73,842
雑費Ⅱ	7,956	18,143	22,479	26,808	31,138
計	122,126	154,582	178,732	202,870	227,015

第16表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 常用雇用 指 数 〔 調 査 産 業 計 〕	② 有効求人 倍 率 〔 季 節 調 整 値 〕	③ 完 全 失 業 率 〔 季 節 調 整 値 〕	④ 総実労働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所定外労働 時 間 数 (調査産業計)	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国	宮 崎	全 国	宮 崎
				(時 間)	(時 間)	(時 間)	(時 間)
平成28年度	0.9	1.39	3.0	148.3	153.5	12.7	12.0
平成29年度	1.6	1.54	2.7	147.9	150.2	12.6	12.0
平成29年4月	1.6	1.47	2.8	153.1	153.2	13.2	12.0
5月	1.8	1.49	3.0	144.7	147.1	12.3	11.4
6月	1.5	1.50	2.8	154.2	156.0	12.3	11.3
7月	1.7	1.51	2.8	150.5	150.0	12.4	11.7
8月	1.4	1.52	2.8	144.5	146.5	12.0	11.3
9月	1.7	1.53	2.8	148.4	150.2	12.5	11.7
10月	1.8	1.55	2.8	149.7	151.8	12.8	11.9
11月	1.8	1.56	2.7	150.9	150.9	13.1	12.2
12月	1.5	1.59	2.7	148.9	152.0	13.2	13.2
平成30年1月	1.4	1.59	2.4	139.0	142.6	12.0	11.6
2月	1.6	1.58	2.5	143.1	143.5	12.4	11.3
3月	1.5	1.59	2.5	147.6	149.0	12.9	12.1
4月	1.2	1.59	2.5	150.9	153.9	13.0	12.2
資料出所	厚生労働省		総務省	厚生労働省	県統計調査課	厚生労働省	県統計調査課

(注) 1 ①、⑦、⑧は平成27年基準である。
 2 ①、④、⑤は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ④、⑤、⑥の平成28年度、29年度の欄は、それぞれ平成28暦年、29暦年の数値である。

⑥ 消費支出 (二人以上の世帯)				⑦ 消費者物価 指 数		⑧ 国内企業 物価指数
全 国		宮 崎 市		全 国	宮 崎 市	
(千 円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千 円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
282.2	△1.8	276.3	7.5	△0.1	0.4	△2.4
283.0	0.3	266.9	△ 3.4	0.7	0.7	2.7
295.9	△0.9	278.9	△ 6.0	0.4	0.8	2.1
283.1	0.4	252.8	△ 9.4	0.4	0.6	2.1
268.8	2.8	248.6	△12.6	0.4	0.5	2.2
279.2	0.4	250.3	△ 9.4	0.4	0.5	2.5
280.3	1.4	255.9	2.5	0.7	0.9	2.9
268.8	0.6	293.9	15.7	0.7	0.8	3.0
282.9	0.3	287.1	14.3	0.2	0.2	3.5
277.4	2.4	231.4	△ 1.6	0.6	0.4	3.5
322.2	1.2	282.3	△12.1	1.0	0.8	3.0
289.7	3.7	252.0	△21.3	1.4	1.1	2.7
265.6	1.9	216.3	△ 3.9	1.5	0.8	2.6
301.2	1.1	272.9	△ 1.1	1.1	0.8	2.1
294.4	△0.5	287.7	△ 3.2	0.6	0.1	2.1
総 務 省					県 統 計 調 査 課	日 本 銀 行